

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成26年1月1日
(第16期) 至 平成26年12月31日

アンジェス MG株式会社

(E05301)

第16期（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

アンジェス MG株式会社

目 次

	頁
第16期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	12
5 【従業員の状況】	13
第2 【事業の状況】	14
1 【業績等の概要】	14
2 【生産、受注及び販売の状況】	16
3 【対処すべき課題】	17
4 【事業等のリスク】	17
5 【経営上の重要な契約等】	23
6 【研究開発活動】	24
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	27
第3 【設備の状況】	29
1 【設備投資等の概要】	29
2 【主要な設備の状況】	29
3 【設備の新設、除却等の計画】	29
第4 【提出会社の状況】	30
1 【株式等の状況】	30
2 【自己株式の取得等の状況】	47
3 【配当政策】	48
4 【株価の推移】	48
5 【役員の状況】	49
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	53
第5 【経理の状況】	59
1 【連結財務諸表等】	60
2 【財務諸表等】	96
第6 【提出会社の株式事務の概要】	113
第7 【提出会社の参考情報】	114
1 【提出会社の親会社等の情報】	114
2 【その他の参考情報】	114
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	115
監査報告書	
内部統制報告書	
確認書	

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年3月30日

【事業年度】 第16期(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

【会社名】 アンジェス MG株式会社

【英訳名】 AnGes MG, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山 田 英

【本店の所在の場所】 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号
彩都バイオインキュベータ4階
(同所は研究所の所在地であり、実際の管理業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目20番14号 三田鈴木ビル5階

【電話番号】 03-5730-2753

【事務連絡者氏名】 経理部長 櫻 井 純

【縦覧に供する場所】 アンジェス MG株式会社 東京支社
(東京都港区芝五丁目20番14号 三田鈴木ビル5階)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月
事業収益 (千円)	286,915	243,391	444,509	491,311	909,922
経常損失 (千円)	△1,911,498	△1,791,091	△1,716,366	△1,383,225	△2,395,329
当期純損失 (千円)	△1,967,217	△1,815,061	△1,708,366	△1,409,686	△2,369,205
包括利益 (千円)	—	△1,434,862	△1,887,247	△1,618,268	△2,335,676
純資産額 (千円)	4,287,984	3,271,056	1,738,562	3,543,534	7,734,440
総資産額 (千円)	5,004,474	3,889,272	2,260,229	3,904,164	8,183,524
1株当たり純資産額 (円)	35,019.99	25,167.62	60.32	107.86	142.41
1株当たり当期純損失 (円)	△16,668.71	△14,921.25	△67.67	△46.91	△62.12
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	82.7	79.2	70.0	86.4	93.2
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△1,842,885	△1,705,801	△1,631,074	△1,456,637	△2,703,624
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	952,341	767,653	7,174	△27,203	△52,082
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	11,929	367,572	387,160	3,389,880	6,426,732
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	2,152,335	1,575,549	354,778	2,295,153	6,011,329
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (名)	76 (9)	71 (10)	58 (13)	38 (7)	47 (9)

(注) 1 事業収益には消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、ストック・オプション制度導入に伴う新株引受権及び新株予約権残高がありますが、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

3 自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失及び1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

4 当社は、平成25年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で、平成26年1月1日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月
事業収益 (千円)	284,412	240,724	442,075	441,311	909,922
経常損失 (千円)	△1,825,810	△1,819,714	△1,704,583	△1,436,883	△2,421,204
当期純損失 (千円)	△1,863,126	△1,838,828	△1,684,339	△1,468,456	△2,386,709
資本金 (千円)	9,466,618	9,653,241	9,848,427	11,552,853	14,847,066
発行済株式総数 (株)	118,231	122,333	131,130	312,676	53,544,361
純資産額 (千円)	4,263,351	3,228,514	1,703,887	3,414,403	7,556,177
総資産額 (千円)	4,938,311	3,793,720	2,146,939	3,790,381	8,049,938
1株当たり純資産額 (円)	34,811.65	24,819.86	59.00	103.73	139.08
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失 (円)	△15,786.71	△15,116.62	△66.72	△48.86	△62.58
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	83.3	80.0	72.1	85.6	92.5
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (名)	62 (4)	60 (6)	48 (9)	33 (7)	38 (9)

- (注) 1 事業収益には消費税等は含まれておりません。
- 2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、ストック・オプション制度導入に伴う新株引受権及び新株予約権残高がありますが、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。
- 3 自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失及び1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。
- 4 当社は、平成25年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で、平成26年1月1日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

2 【沿革】

年月	沿革
平成11年12月	遺伝子治療薬、核酸医薬及び遺伝子の機能解析を行う研究用試薬の研究開発を目的として、大阪府和泉市に株式会社メドジーンを設立
平成12年6月	商号をメドジーン バイオサイエンス株式会社に変更
平成12年8月	HVJ-E非ウイルス性ベクターの製造・販売に関し、石原産業株式会社と提携
平成13年1月	大阪府池田市に池田ラボを開設
平成13年1月	東京都港区に東京支社を開設
平成13年1月	HGF遺伝子治療薬(末梢性血管疾患分野)の国内販売に関し、第一製薬株式会社(現 第一三共株式会社)と提携
平成13年7月	本社を大阪府豊中市に移転
平成13年10月	商号をアンジェス エムジー株式会社に変更
平成13年10月	米国での臨床開発を目的として、米国メリーランド州にアンジェス インク(連結子会社)を設立
平成14年4月	HGF遺伝子治療薬の末梢性血管疾患分野における米国及び欧州、並びに虚血性心疾患分野における日本、米国及び欧州の販売に関し、第一製薬株式会社(現 第一三共株式会社)と提携
平成14年6月	欧州での臨床開発を目的として、英国サセックス州にアンジェス ユーロ リミテッド(連結子会社)を設立
平成14年7月	治療用及び診断用遺伝子の発見・創薬を目的として、大阪府豊中市にジェノメディア株式会社(連結子会社)を設立
平成14年9月	東京証券取引所マザーズに上場
平成15年2月	アンジェス ユーロ リミテッドが本社を英国サリー州に移転
平成15年9月	会社分割制度を用いてグループ内の組織再編を行い、グループ内(当社及び連結子会社のジェノメディア株式会社)に分散するHVJ-E非ウイルス性ベクター事業に関する人材、資産、知的財産権をジェノメディア株式会社に集約化
平成16年3月	商号をアンジェス MG株式会社に変更
平成16年9月	本社及び研究所を大阪府茨木市に移転 ジェノメディア株式会社が本社を大阪府茨木市に移転
平成17年6月	NF- κ Bデコイオリゴのアトピー性皮膚炎分野において、アルフレッサ ファーマ株式会社と共同開発契約を締結
平成18年5月	Allovectin®のメラノーマ分野の米国開発に関し、バイカル インク(米国)と研究開発契約及び同社に対する出資契約を締結
平成18年12月	ムコ多糖症VI型治療薬(ナグラザイム®)の国内での販売に関し、バイオマリン ファーマシューティカル インク(米国)と提携
平成20年3月	HGF遺伝子治療薬を、重症虚血肢を有する閉塞性動脈硬化症及びバージャー病を適応症として、国内において承認申請
平成20年4月	ムコ多糖症VI型治療薬(ナグラザイム®)の国内での販売開始
平成20年10月	NF- κ Bデコイオリゴのアトピー性皮膚炎分野における、アルフレッサ ファーマ株式会社との共同開発契約終了
平成21年2月	第一三共株式会社と締結していた、HGF遺伝子治療薬の末梢性血管疾患分野並びに虚血性心疾患分野における、米国及び欧州に関する独占的販売契約が終了
平成21年11月	虚血性疾患治療剤の米国第Ⅲ相臨床試験において、FDA(米国食品医薬品局)とのSPA(特別プロトコール査定)を合意
平成22年9月	国内におけるHGF遺伝子治療薬の製造販売申請を取り下げ HGF遺伝子治療薬の米国第Ⅲ相臨床試験において、FDA(米国食品医薬品局)よりFast Track指定を取得
平成22年12月	NF- κ Bデコイオリゴのアトピー性皮膚炎分野において、塩野義製薬株式会社と共同開発するライセンス契約を締結
平成23年9月	アンジェス ヘルスケア サイエンス株式会社(連結子会社)を設立
平成24年10月	田辺三菱製薬株式会社との間でHGF遺伝子治療薬の米国における末梢性血管疾患を対象とした独占的販売権許諾契約を締結
平成25年1月	保有するジェノメディア株式会社の全株式を石原産業株式会社に売却
平成26年10月	HGF遺伝子治療薬の国際共同第Ⅲ相臨床試験開始

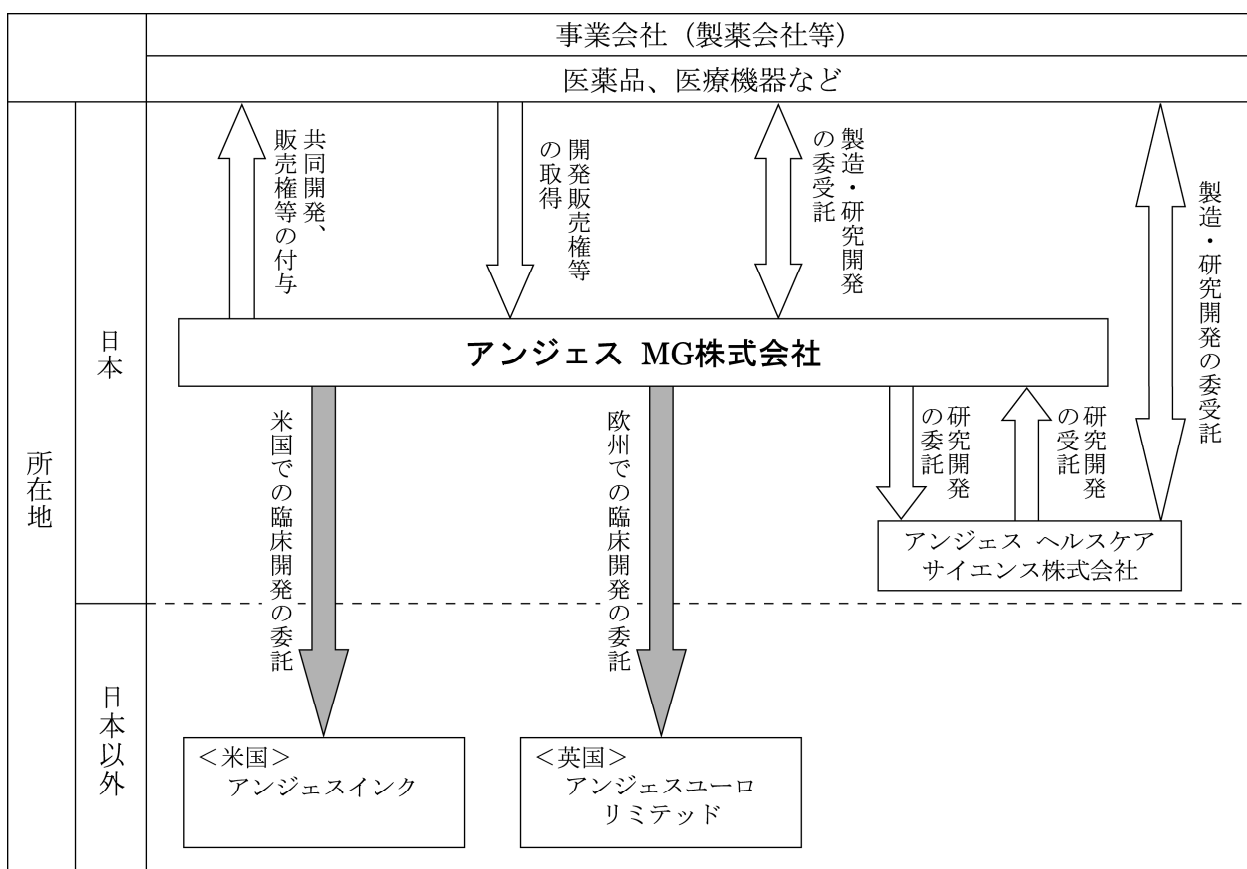
3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社3社より構成され、遺伝子医薬品などの医薬品や医療機器の開発、医薬品の製造、販売、ヘルスケア分野の製品に関する研究開発を進めております。当社グループの各社と各事業における位置付け及び事業系統図は、以下の通りです。

<当社とグループ各社の事業における位置付け>

名称	主要な事業の内容
当社	遺伝子医薬品（遺伝子治療（DNAプラスミド製剤）、核酸医薬品）や治療ワクチンなどの医薬品の研究開発と製造販売、医療機器の研究開発
アンジェス インク	米国での遺伝子医薬品などの医薬品開発
アンジェス ユーロ リミテッド	欧州での遺伝子医薬品などの医薬品開発、事業提携
アンジェス ヘルスケア サイエンス株式会社	医薬品の研究成果を利用した医薬部外品、化粧品、その他ヘルスケア製品の製造および販売

当社グループの事業の系統図は、次のとおりであります。



(1) プロジェクト

① HGF遺伝子治療薬

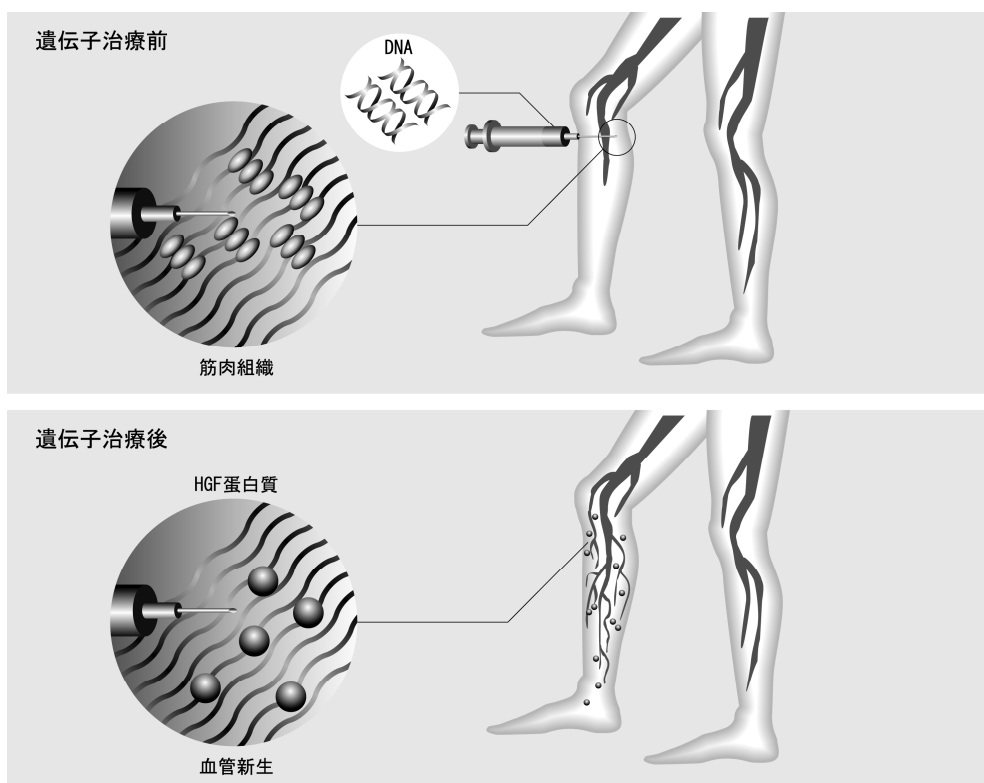
当社はHGF (Hepatocyte Growth Factor、肝細胞増殖因子) 遺伝子を含む遺伝子治療薬を主要プロジェクトとして開発しています。HGFは、肝臓の細胞を増やす因子として1980年代に発見されました。最初は、肝臓の病気の治療薬として研究されていましたが、HGF遺伝子に血管新生作用があることが1995年に大阪大学の森下竜一博士(現大阪大学大学院医学研究科臨床遺伝子治療学講座教授)により明らかにされました。この発見に基づき当社グループは、血管が詰まり血流が悪くなる虚血性疾患に対し、新たな血管を再生する画期的な薬効を持つHGF遺伝子治療薬の開発を進めております。

a) 対象疾患

血管が詰まることにより生じる疾患には、例えば、①糖尿病などにより足の血管が閉塞し、血液がうまく届かず壊死して最終的には足を切断しなければならなくなる末梢性血管疾患(閉塞性動脈硬化症やバージャー病)や、②心臓の冠動脈の血液の流れが悪くなって起こる虚血性心疾患(狭心症や心筋梗塞)があります。これらの疾患の重症患者に対しては、薬物療法の外、バルーンカテーテル(カテーテルにより血管を通して動脈の形成を行う治療)やバイパス手術による血行再建術が行われますが、それでも十分な回復が期待できない場合があります。

本剤は、既存療法では効果が期待できず、足を切断するリスクがある重症の末梢性血管疾患に対して治療効果が期待されています。本剤は血管が詰まっている部分周辺の筋肉への注射という簡便な方法による血管新生療法です。当社グループでは、まず重症の末梢性血管疾患を対象として開発を進めております。

<注射によるHGF遺伝子治療(末梢性血管疾患)>



b) 技術導入の概況

当社グループは、本剤の開発にあたって、田辺三菱製薬株式会社（旧三菱ウェルファーマ株式会社）からHGF遺伝子の物質特許について実施権の許諾を受けております。さらに、大日本住友製薬株式会社及び当社メディカルアドバイザー森下竜一からHGF遺伝子をHGF遺伝子治療薬に用いるための基本特許（一部の出願国で審査中）の譲渡を受けております。また、本剤の投与方法に関して、米国のバイカル インクから特許実施権の許諾を受けております。

これらの実施権の許諾又は特許権の譲渡の対価として、本剤の開発の進捗に依存したマイルストーン、製品が上市された後には、売上高に応じたロイヤリティを支払う予定となっております。

c) 研究開発の概況

当社グループでは、末梢性血管疾患、虚血性心疾患領域及びリンパ浮腫を対象に開発を進めております。当社グループのHGF遺伝子治療薬の開発状況については、末梢性血管疾患分野において、海外での重症虚血肢に対する承認取得を目的とした国際共同第Ⅲ相臨床試験を開始しています。

また、平成24年10月には田辺三菱製薬株式会社との間で米国における末梢性血管疾患を対象とした独占的販売権許諾契約を締結致しました。本契約により当社は、契約一時金と開発の進捗に応じたマイルストーンの支払いを受けることになり、さらに上市後は売上高に応じた一定の対価を受領致します。

国内においては平成20年に重症虚血肢を有する閉塞性動脈硬化症及びバージャー病を適応症として製造販売承認申請を行ないました。独立行政法人医薬品医療機器総合機構との協議を重ねた結果、国内第Ⅲ相臨床試験において本剤の有効性は確認できたものの、承認取得には更なる臨床データの集積が必要との結論に至ったことから一旦承認申請を取り下げ、追加試験の実施後に再申請することにいたしました。平成26年11月には、再生医療等製品の早期の実用化につながる条件及び期限付承認制度を含む「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）」が施行されました。当社は、この新しい制度を活用することで重症虚血肢を対象としたHGF遺伝子治療薬の日本国内での早期実用化を目指し、開発再開の準備を進めております。

また、平成18年にHGF遺伝子治療薬の新たな薬理作用として「リンパ管の新生」が発見されました。リンパ浮腫はリンパ管の障害によりリンパ流が停滞して手足等が高度に腫れる疾患で、現在、有効な治療法がありません。この疾患の病変は上肢、下肢にあり、且つ病変部と正常部の境界が明瞭であるため、筋肉注射薬であるHGF遺伝子治療薬の投与に適していること、HGF遺伝子治療薬はマウスリンパ浮腫モデルにおいて、リンパ管再生による薬理作用に基づき有効性が検証されていること、さらに末梢性血管疾患を対象とした臨床試験において既に良好な安全性を確認していることなどを勘案すると、HGF遺伝子治療薬は、リンパ浮腫に対する初めの根治療法となることが期待されます。

当社は、こうした点を踏まえリンパ浮腫への有効性を臨床試験で示すことによってHGF遺伝子治療薬の製品価値の最大化を図ることができると考え、リンパ浮腫を対象疾患とした開発方針を以下のように固めました。

- ・まずは原発性リンパ浮腫を対象として、POC（Proof of Concept；基礎的な発見が実際の臨床試験でも起こることを検討し、治療コンセプトの正しさを確認すること）の確認を目的とした臨床試験を日本国内で開始いたします。

- ・国内臨床試験結果をもとに海外開発パートナーを取得し、海外での原発性リンパ浮腫、及び市場規模がより大きいと見込まれる国内外での二次性リンパ浮腫へと対象疾患を拡大して開発を進める

当社は上記の開発方針に基づき、平成24年7月には、厚生労働省から遺伝子治療用医薬品に必要な行政手続きである「遺伝子治療用医薬品の品質及び安全性の確保に関する指針」への適合確認通知を受領し、その後、治験開始の準備を整え平成25年10月より原発性リンパ浮腫患者を対象とした第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験を開始しております。

d) 製造体制

当社グループは、本剤を自社では製造しておらず、他社に委託して製造しております。

e) 販売体制

当社グループは、末梢性血管疾患及び虚血性心疾患分野において、国内の独占的販売権を第一三共株式会社に、米国市場での独占的販売権を田辺三菱製薬株式会社に付与しております。なお、国内の独占的販売権につきましては平成27年2月16日の取締役決議により、第一三共株式会社との独占的販売契約を解消し、田辺三菱製薬株式会社と独占的販売権許諾についての基本合意を締結しております。

② NF- κ Bデコイオリゴ

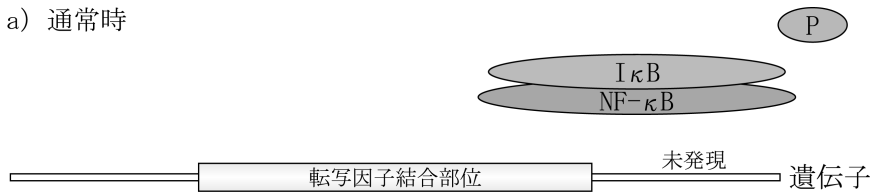
遺伝子医薬には大きく分けると二つの方法があります。一つはHGF遺伝子治療薬のように遺伝子そのものを利用するもの、もう一つは遺伝子の構成成分の一部を使うもので、核酸からできているため核酸医薬と呼ばれます。

デコイはこの核酸医薬の一種です。遺伝子は通常、転写因子と呼ばれる分子がゲノムに結合してそのスイッチが入ります。デコイはゲノム上の転写因子結合部分と同じ配列を含む短い核酸（DNA）を人工的に合成したもので、体内に投与すると転写因子がゲノムに結合することを妨げて遺伝子の働きを抑えます。

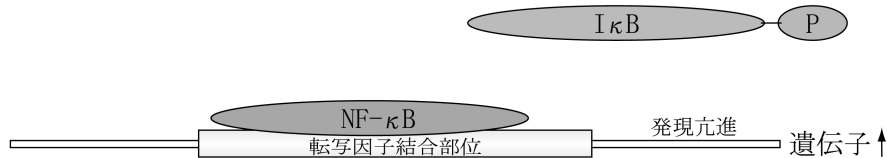
NF- κ Bは免疫及び炎症反応を強める遺伝子のスイッチ役を担う転写因子で、NF- κ Bに対するデコイを作成して患部に投与することで、過剰な免疫反応により生じる疾患を治療することが期待されています。

<NF- κ Bデコイオリゴの作用原理>

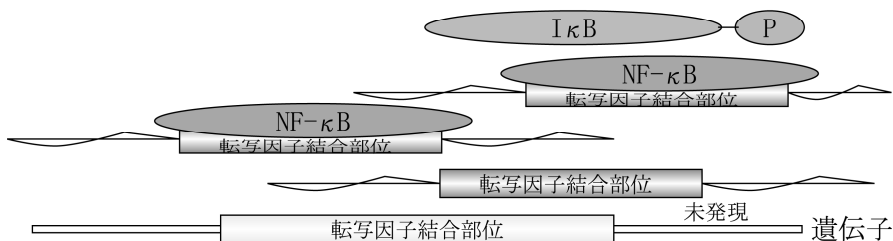
a) 通常時



b) 発現時



c) デコイ投与による発現停止



a) 対象疾患

NF- κ Bデコイオリゴの対象となる疾患には、過剰な免疫反応を原因とするアレルギー疾患及び自己免疫疾患があります。これらの疾患では、免疫反応を強める遺伝子が過剰に働いており、NF- κ Bデコイオリゴを投与し、これら遺伝子の働きを抑えて疾患を治療することが期待されます。

b) 技術導入の概況

当社グループは、NF- κ Bデコイオリゴの開発にあたって、アステラス製薬株式会社及び当社メディカルアドバイザー森下竜一からNF- κ Bデコイオリゴに関する特許権の譲渡を受けております。この特許権の譲渡の対価は、当社グループが開発するNF- κ Bデコイオリゴが上市された後に、売上高に応じて支払う予定となっております。さらに今後も、製品開発に必要な特許実施権の許諾を受けるための交渉をしていく予定です。

c) 研究開発の概況

NF- κ Bデコイオリゴについては、アトピー性皮膚炎を中心として研究開発を進めており、国内では現在、第Ⅲ相臨床試験に移行することを平成26年8月に発表いたしました。これまで当社は、軟膏製剤では適応が顔面に限られることから、より広範囲な適応を検討する目的として新製剤の開発を進め、国内において第Ⅰ相臨床試験を実施いたしました。新製剤の開発については第Ⅱ相臨床試験に進まず開発戦略を見直すことといたしました。これを受け、軟膏製剤については顔面に限られる一方で、開発ステージが進んでおり早期商品化の可能性のあることを考慮し総合的な観点から検討した結果、平成27年3月16日に開示のとおり、国内において第Ⅲ相臨床試験を開始いたしました。なお平成22年12月に塩野義製薬株式会社との間でアトピー性皮膚炎などを治療する外用剤全般の全世界における独占的な販売権許諾に合意致しております。本契約の許諾対象はアトピー性皮膚炎に限らず、欧米に患者数の多い尋常性乾癬など、外用剤により治療される皮膚疾患全般が含まれております。

NF- κ Bデコイオリゴの新たな適用疾患として、椎間板性腰痛症を含む腰痛疾患を適応症とした治療薬を開発しています。本剤は慢性腰痛に対する鎮痛効果と共に、椎間板変性に対しても有効な可能性がある新しいタイプの腰痛治療薬として期待されます。国内においては日本臓器製薬株式会社と日本における独占的開発販売権許諾契約を平成25年3月に締結しておりましたが、平成26年12月に契約を解消することに両社で同意し、また当社における開発戦略を変更いたしました。当社は、改定した開発戦略の下、米食品医薬品局（FDA）から臨床試験開始許可（IND）を取得後、平成28年に米国で第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験を開始する予定です。

また、NF- κ BデコイオリゴをPTAバルーンカテーテルの外表面に塗布した新規医療機器の開発については、平成24年1月にメディキット株式会社と国内の共同開発および製造販売に関する契約を締結しました。現在の末梢血管内治療法においては再狭窄率が高く、再狭窄予防が期待できるPTAバルーンカテーテルの開発が強く望まれております。本製品はNF- κ Bデコイオリゴの持つ血管炎症抑制作用と血管内皮保護作用によりバルーン拡張時の血管炎症を抑えることで再狭窄までの期間延長や外科的バイパス手術の回避が期待でき、患者様のQOL向上が見込まれます。現在、透析シャントの血管狭窄を有する被験者を対象とした臨床試験を実施中です。

d) 製造体制

当社グループは、NF- κ Bデコイオリゴの研究用及び治験用原薬は自社で製造しておらず、外部に委託しております。

e) 販売体制

当社グループは、外用剤を使った皮膚疾患分野において、全世界における独占的な販売権を塩野義製薬株式会社に付与しております。また、NF- κ BデコイオリゴをPTAバルーンカテーテルの外表面に塗布した新規医療機器において、日本における独占的販売権をメディキット株式会社に付与しております。

③ 「ナグラザイム®」

「ナグラザイム®」は、米国のバイオマリン ファーマシューティカル インクによって開発された治療薬であり、ムコ多糖症VI型に対して世界で初めて承認を取得した酵素補充療法剤です。

a) 対象疾患

ムコ多糖症VI型は先天性代謝異常疾患で、現在、国内で確認されている患者数は数名という極めて希な疾患です。アリルサルファターゼBと呼ばれる酵素の欠損によりデルマタン硫酸やコンドロイチン硫酸が分解されずに体内に蓄積する結果、生後1年程度から関節の運動制限や骨変形が認められ、肝腫大・脾腫大、角膜混濁、聴力障害、心弁膜障害等の種々の症状を呈する進行性の疾患です。

従来の治療法としては骨髄移植術がありますが、ドナー確保の問題や移植に伴うリスクのため、より安全で有効な治療法が求められていました。

b) 研究開発の概況

「ナグラザイム®」は、米国では平成17年5月に、欧州では平成18年1月に販売承認を受けております。国内においても、当社が平成19年8月に同剤の承認申請を行い、平成20年3月に製造販売承認を取得いたしました。

c) 製造体制

当社グループが国内販売するためのナグラザイム®は、バイオマリン ファーマシューティカル インクが米国において製造しております。

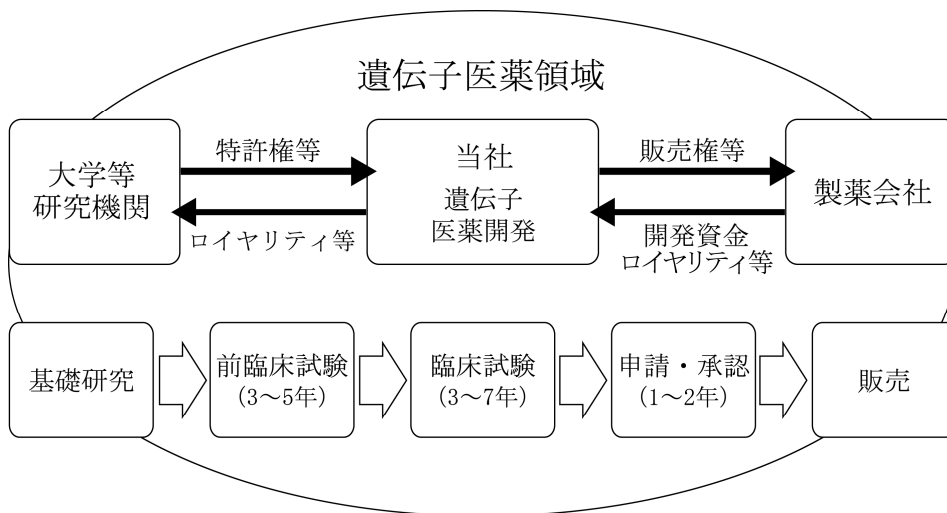
d) 販売体制

当社グループは、バイオマリン ファーマシューティカル インクから国内での販売権を取得し、平成20年4月より販売しております。

(2) ビジネスモデル

当社グループでは、以下のビジネスモデルに沿って事業を進めてまいります。

<当社グループの事業領域>



当社グループは、設立以来、遺伝子医薬品の創薬技術・開発技術を活かした事業化を目指しております。遺伝子医薬品とは、HGF遺伝子治療薬やNF-κBデコイオリゴなど核酸医薬品を含んだ総称です。当社設立の背景として、大阪大学の森下竜一博士（現大阪大学大学院医学研究科臨床遺伝子治療学講座教授）がHGF遺伝子を使った治療薬の開発を製薬会社に打診したものの、世界でも新しい領域である遺伝子治療薬の開発に着手する企業がなかったため、自身で設立に至った経緯があります。遺伝子医薬の領域は、既存の製薬会社にとってノウハウが少なく、研究開発に取り組みにくい技術分野です。当社グループは、国内外の大学などで生まれた研究成果を積極的に導入し、遺伝子医薬を中心とした次世代バイオ医薬の開発と実用化を進めてまいります。

<一般的な新薬開発のプロセスと期間>

プロセス	期間	内容
基礎研究	2～3年	医薬品ターゲットの同定、候補物質の創製及び絞り込み
前臨床試験	3～5年	実験動物を用いた有効性及び安全性の確認試験
臨床試験	3～7年	第Ⅰ相：少数の健康人を対象に、安全性及び薬物動態を確認する試験 第Ⅱ相：少数の患者を対象に、有効性及び安全性を確認する試験 第Ⅲ相：多数の患者を対象に、有効性及び安全性を最終的に確認する試験
申請・承認	1～2年	国(厚生労働省)による審査

医薬品開発には一般に多額の資金と長い期間が必要とされ、しかも開発の成功確率の点で大きなリスクを伴います。最先端の技術を使い革新的な医薬品開発に挑戦している当社の場合には、特にこれが当てはまります。さらに販売面においても、マーケティング・販売機能を自社で構築するには多額の資金を必要とします。このため、経営資源の限られたベンチャー企業である当社グループは、当社医薬品の販売権を確保したい製薬企業と積極的に提携することで、提携先が持つ医薬品開発力・販売力を活用し、さらに提携先から契約金・マイルストーンおよびロイヤリティを受け取ることで、開発・財務面でのリスクを低減することを目指しています。

なお当社グループは、事業が未だ先行投資の段階にあるため現時点では当期純損失を計上しておりますが、事業計画に沿って研究開発を着実に進め、将来、医薬品の販売から得られる収益によって損益を改善し、さらには利益を拡大する計画です。

(3) 事業の内容

当社の医薬品事業は、主に提携先から得られる収益、及びナグラザイムの販売による収益によって構成されております。

「ナグラザイム®」に関しては、バイオマリンファーマシューティカルインクから当社が国内での販売権を取得しています。「ナグラザイム®」は、平成20年4月に発売され、当社グループは、ナグラザイム®の販売による収益を計上しています。

HGF遺伝子治療薬に関しては、末梢性血管疾患を対象疾患とした国内開発について、田辺三菱製薬株式会社と独占的販売権の許諾に関する基本合意を平成27年2月に締結しており、本契約に至った際には、当該契約に基づいて当社グループは、開発の進捗に伴いマイルストーンを受け取り、事業収益に計上する予定です。さらに将来、HGF遺伝子治療薬が上市された際には、当社グループは売上高の一定率を対価として受け取る予定です。同様に、田辺三菱製薬株式会社に対し、米国における末梢性血管疾患を対象とした独占的販売権を付与する契約を平成24年10月に締結しております。当該契約に基づいて当社グループは、開発の進捗に伴いマイルストーンを受け取り、事業収益に計上する予定です。さらに将来、本製品が上市された際には、当社グループは売上高の一定率を対価として受取る予定です。

NF-κBデコイオリゴについては、塩野義製薬株式会社との間でアトピー性皮膚炎などを治療する外用剤全般の全世界における独占的な販売権を付与する契約を締結しております。また、NF-κBデコイオリゴをPTAバルーンカテーテルの外表面に塗布した新規医療機器に関しては平成24年1月にメディキット株式会社と国内の共同開発および製造販売を付与する契約を締結しております。これらの契約に基づいて当社グループは、開発の進捗に伴い開発協力金やマイルストーンを受け取り、事業収益に計上しております。さらに将来、本製品が上市された際には、当社グループは売上高の一定率をロイヤリティとして受け取る予定です。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合(%)	被所有割合(%)	
(連結子会社) アンジェス インク(注)1	Bethesda, MD, U.S.A	400千米ドル	米国での遺伝子医薬品などの医薬品開発	100.0	—	・ 役員の兼任 当社役員 1名 ・ 業務委託
アンジェス ユーロ リミテッド	Croydon, Surrey, UK	50千英ポンド	欧州での遺伝子医薬品などの医薬品開発、事業提携	100.0	—	・ 役員の兼任 当社役員 1名 ・ 業務委託
アンジェス ヘルスケア サイエンス株式会社	東京都港区	10,000千円	医薬品の研究成果を利用した医薬部外品、化粧品、その他ヘルスケア製品の製造および販売	100.0	—	役員の兼任 当社役員 1名 ・ 業務委託

(注) 1 特定子会社であります。

2 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社は、ありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成26年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
医薬品	47(9)
合計	47(9)

- (注) 1 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()に外数で記載しております。
 2 前連結会計年度末に比べ従業員数が9名増加しております。主な理由は、管理部門における期中採用の増加及び連結子会社アンジェス インクにおいて臨床試験に係る人材を採用したことによるものです。

(2) 提出会社の状況

平成26年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
38(9)	46.6	5.7	9,098,752

セグメントの名称	従業員数(名)
医薬品	38(9)
合計	38(9)

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除く就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()に外数で記載しております。
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含め、ストック・オプションによる株式報酬費用は除いております。
 3 前事業年度末に比べ従業員数が5名増加しております。主な理由は、管理部門における期中採用の増加によるものです。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係については良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度において当社グループ(当社及び連結子会社3社)では、遺伝子医薬品の研究開発を進めるとともに、新たな提携候補先との契約交渉を行うなど、事業の拡大を図ってきました。

当連結会計年度の連結業績は、以下の通りです。

当連結会計年度の事業収益は9億9百万円(前年同期比4億18百万円(+85.2%)の増収)となりました。当社グループでは、提携企業からの契約一時金、開発協力金や研究用試薬の一定率をロイヤリティとして受け入れ、研究開発事業収益に計上しております。また、ムコ多糖症VI型治療薬「ナグラザイム®」の販売収入につきまして、商品売上高に計上しております。

当連結会計年度においては、商品売上高が3億8百万円(前年同期比37百万円(+13.7%)の増収)、研究開発事業収益は6億1百万円(前年同期比3億88百万円(+183.1%)の増収)となっております。当連結会計年度においては、製品売上高は発生しておりません。当期の増収は、主に提携企業からの契約一時金の収入によるものです。

当連結会計年度における事業費用は、31億83百万円(前年同期比13億29百万円(+71.7%)の増加)となりました。内訳は、売上原価が1億50百万円(前年同期比19百万円(+15.1%)の増加)、研究開発費は23億38百万円(前年同期比13億14百万円(+128.3%)の増加)、販売費及び一般管理費は6億93百万円(前年同期比4百万円(△0.7%)の減少)となりました。

研究開発の詳細は本報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 6 研究開発活動」をご参照ください。

当連結会計年度の経常損失は、23億95百万円(前年同期の経常損失は13億83百万円)となりました。前年同期と比べると、営業外収益においては、主に独立行政法人新エネルギー・産業技術開発機構(NEDO)からの平成25年度の助成金額が確定したこと等により、補助金収入が35百万円増加して61百万円となっております。営業外費用においては、ライセンス・オフアリングの実施に伴う新株の発行により、株式交付費が1億15百万円増加して1億37百万円となっております。投資事業組合が保有する株式の投資損失を計上したため、投資事業組合運用損が35百万円増加して39百万円となっております。また、円安の進行に伴って為替差損が8百万円発生しております。前年度においてはメリルリンチ日本証券株式会社及びUBS AG London Branchに対する新株予約権の発行にかかる費用が16百万円発生しておりましたが、当期においては15百万円減少して1百万円となっております。

当連結会計年度の当期純損失は、23億69百万円(前年同期の当期純損失は14億9百万円)となり、前年同期より9億59百万円拡大しております。失効した新株予約権を戻し入れたことに伴い、新株予約権戻入益が37百万円発生し、前年同期と比べて26百万円増加しております。特別損失においては、前年度において希望退職制度の実施に伴う経営合理化費用として特別退職金及び再就職支援費用39百万円を計上しておりましたが、当期においては発生しておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前期連結会計年度末に比べ37億16百万円増加し、60億11百万円となりました。当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動による資金の減少は、27億3百万円（前年同期は14億56百万円の減少）となりました。前年同期と比較しますと、税金等調整前当期純損失が9億55百万円増加、株式交付費が1億15百万円増加、売上債権の増減額が5億39百万円増加、前渡金の増減額が3億18百万円増加、棚卸資産の増減額が2億33百万円減少、仕入債務の増減額が1億89百万円増加しております。前年同期と比べ、12億46百万円の支出増加となっております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度末における投資活動による資金の減少は、52百万円（前年同期は27百万円の減少）となりました。投資有価証券の取得による支出が1億3百万円発生し、投資事業組合からの分配金による収入が70百万円発生しております。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動による資金の増加は、64億26百万円（前年同期は33億89百万円の増加）となりました。ライツ・オフERINGの実施に伴う増資及び第三者割当増資に伴い、株式の発行による収入が64億49百万円発生しております。また、UBS AG London Branchに対して発行した新株予約権の未行使分を取得したことにより、自己新株予約権の取得による支出22百万円が発生しております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
医薬品	909,922	86.2
合計	909,922	86.2

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当連結会計年度の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
医薬品	308,602	13.7	—	—
合計	308,602	13.7	—	—

- (注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
医薬品	909,922	85.2
合計	909,922	85.2

- (注) 1 金額には、消費税等は含まれておりません。
2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、以下のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
田辺三菱製薬株式会社	—	—	500,000	54.9
アルフレッサ株式会社	120,499	24.5	160,587	17.6
成和産業株式会社	150,861	30.7	148,015	16.3
第一三共株式会社	34,834	7.1	92,476	10.2
塩野義製薬株式会社	112,887	23.0	8,380	0.9
石原産業株式会社	50,000	10.2	—	—

3 【対処すべき課題】

当社グループは、創薬系バイオベンチャーとして、次世代のバイオ医薬品である遺伝子医薬（DNAプラスミド製剤、核酸医薬）や治療ワクチンなどの医薬品開発と製造販売の事業を推進しており、長期間の臨床試験と多額の先行投資を必要とします。実用化による収益を得るまでの間、下記の課題を重要な課題として取り組んでおります。

(1) 開発プロジェクトにおける提携先の確保

一般的に、医薬品開発においては多額の資金と長い時間が必要とされ、また予定通りに開発が進捗するとは限らない等、開発上のリスクが存在いたします。このため、当社グループでは、開発プロジェクトのリスクを低減するために、製薬会社と提携し、開発協力金を受け取ることで財務リスクを回避しながら開発を進めるという提携モデルを基本方針としております。

本有価証券報告書提出日現在、重症虚血肢を対象疾患としたHGF遺伝子治療薬の開発について、国内においては独占的販売権の許諾に関する基本合意を、米国においては独占的販売契約をそれぞれ田辺三菱製薬株式会社と締結しております。また、NF- κ Bデコイオリゴのアトピー性皮膚炎適応に関する全世界における販売については塩野義製薬株式会社と提携契約を締結しております。また、NF- κ BデコイオリゴをPTAバルーンカテーテルの外表面に塗布した新規医療機器の開発についてはメディキット株式会社と国内の共同開発および製造販売契約を締結しております。

今後も、製薬会社との提携を進めることにより、事業基盤強化に努めてまいります。

(2) 国内販売体制の強化

当社グループは、平成20年4月より、ムコ多糖症VI型治療薬「ナグラザイム®」を自社販売しております。さらに当社グループは、プロジェクト毎に自社販売の可能性を検討し、各プロジェクトの開発状況や新製品の導入状況を考慮しながら、販売体制強化に向けた様々な対応策を検討してまいります。

(3) 資金調達の実施

当社グループは、研究開発推進のための資金調達が課題となります。このため、株式上場以降においても公募増資、第三者割当増資、新株予約権の発行などによって資金調達をしてまいりました。今後も、各プロジェクトの推進のために機動的な資金調達の可能性を適時検討してまいります。

4 【事業等のリスク】

当社グループ(当社及び連結子会社3社)の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項は以下のようになります。

また、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、本報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況」の他の項目、「第一部 企業情報 第5 経理の状況」等にも記載しておりますので、併せてご参照ください。将来に関する事項については平成26年12月末現在において判断したものであります。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

(1) 遺伝子治療の現状について

遺伝子治療とは、遺伝子を用いて病気を治療することです。世界初の遺伝子治療は1990年に米国で、アデノシン・デアミナーゼ(ADA)欠損症という先天的に免疫が正常に働かない遺伝子疾患を対象に実施されました。その後、遺伝子疾患に加え、有効な治療法がない癌や後天性免疫不全症候群などに対しても、遺伝子治療が実施されてきました。国内でも1995年に北海道大学においてADA欠損症を対象とした初めての遺伝子治療が行われ、1998年に東京大学医科学研究所において腎臓癌、1999年に岡山大学において肺癌を対象とした遺伝子治療が実施されました。このように遺伝子治療では、20年間に亘り数多くの臨床試験が行われてきました。

遺伝子治療が有効と考えられる対象疾患としてはまず、遺伝子の変異が原因の遺伝子疾患があります。遺伝子疾患では、遺伝子治療により正常な遺伝子を補充することで治療効果が期待しやすいと考えられます。

さらに癌領域でも遺伝子治療が期待されております。癌領域では従来の治療法では十分な治療効果が得られない場合が多く、新しい治療法である遺伝子治療に期待が高まっております。癌の遺伝子治療には、癌抑制遺伝子を投

与する方法や、患者の免疫力を高める遺伝子を投与する方法などが研究されています。

最近では血管疾患や心臓疾患、関節リウマチ、神経変性疾患など慢性疾患も遺伝子治療の対象として研究が進められております。特に、当社が開発を進めているHGF遺伝子治療の対象である足の血管が詰まる閉塞性動脈硬化症や、心筋に酸素や栄養を送る冠動脈の硬化によって起こる虚血性心疾患は、世界の患者数が大変多い疾患領域であり、事業性の面からも注目されております。

ただし遺伝子治療薬については、これまで米国を中心に数多くの臨床試験が実施されてきたものの、本格的な普及には至っていません。これまで日本、米国、欧州などの先進国で承認された製品は、稀な代謝疾患であるLPL（リポプロテインリパーゼ）欠損症の治療薬として平成24年に欧州で承認された一例にとどまっています。遺伝子治療は新規性が高い治療法であることから、現段階では未知のリスクを否定できず、幅広い実用化には至らないリスクがあります。

(2) 今後の事業展開について

事業収益は、各プロジェクトの開発に関して提携先から得られる収益、及び「ナグラザイム®」の販売による収益によって構成されております。

「ナグラザイム®」は平成20年4月に発売され、当社グループは「ナグラザイム®」の販売による収益を計上しています。今後、対象疾患であるムコ多糖症VI型の患者に対する啓蒙活動により国内売上の増加が見込まれます。しかしながら、見込み通り患者の増加が実現しない可能性があります。

重症虚血肢を適応症としたHGF遺伝子治療薬に関しては、田辺三菱製薬株式会社に対し末梢性血管疾患を対象とした米国での独占的販売権を付与しており、開発の進捗に伴ったマイルストーン、さらに上市後には売上高の一定率を対価として受け取る予定です。しかしながら、臨床開発の失敗その他の理由により、製造販売承認を取得できない可能性があります。

NF- κ Bデコイオリゴについては、塩野義製薬株式会社との間でアトピー性皮膚炎などを治療する外用剤全般の全世界における独占的な販売権を付与する契約を締結しており、その契約に基づいて当社グループは、開発の進捗に伴いマイルストーンを受け取り、事業収益に計上しております。さらに将来、本製品が上市された際には、当社グループは売上高の一定率をロイヤリティとして受取る予定です。しかしながら、地域に関わらず製造販売承認を取得できない可能性があります。

Allovectin®に関しては、当社グループは米国バイカル インコーポレイテッド（以下バイカル）との間で研究開発契約を締結しております。バイカルは平成25年8月12日に、Allovectin®の転移性メラノーマ（悪性黒色腫）を対象とした第Ⅲ相臨床試験の結果、主要評価項目と副次評価項目のいずれにおいても統計学的に有意な改善効果が示されなかったため同プロジェクトを中止すると発表いたしました。当社グループは、当社が有するAllovectin®に関するアジア地域における独占的開発販売権を踏まえ、メラノーマ以外の癌疾患への適用可能性を検討しておりますが、今後の事態の進展に応じた適切な対応策を見いだせない場合には、Allovectin®による将来の収入が見込めない可能性があります。

(3) 研究開発について

一般に新薬の開発には、長期に亘る期間と多額の費用が必要です。それにもかかわらず、医薬品の開発は計画通りに進行するとは限らず、様々な要因によって遅延する可能性があります。さらに、様々な試験の結果、期待した有効性を確認できなかったり、安全性に関する許容できない問題が生じたりした場合には、研究開発を中止するリスクがあります。このような場合には、当社グループの事業戦略や業績が影響を受ける可能性があります。

(4) 製造について

当社グループは、製品及び治験薬等を自社で製造しておらず、他社からの供給に依存しております。従って、製品や治験薬等について、何らかの要因により、品質上の問題が生じたり、もしくは予定通りに確保できない場合には、医薬品開発に遅れが生じたり、当社グループの業績が影響を受けたりする可能性があります。

(5) 販売について

当社グループが開発中の医薬品については、国内、米国及び欧州等の各地域において、将来競合する可能性がある製品及び開発品があります。当社グループは、競争力の高い製品を早期に開発、上市することで、一定の市場シェアの獲得を目指しております。しかし、競合他社が当社の想定以上のシェアを獲得した場合には、当社グループが開発した製品が上市された場合においても期待通りの収益をあげられない可能性があります。

また、当社が販売する医薬品について、予期していなかった副作用が発生した場合には売上高の減少要因となり、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(6) 薬事法制による規制について

薬事法制は、医薬品・医療機器等の品質、有効性、安全性確保の観点から、企業が行う製造・販売等に関して必要な規制を行う法律であり、当社グループが実施している医薬品の研究開発は日本をはじめ各国の薬事法制の規制を受けております。

各国において、治療環境の変化など様々な要因による承認要件の変更、さらに薬事法制度の変更により、承認を計画通りに取得できない可能性があります。このような場合には、当社グループの事業戦略や業績が影響を受ける可能性があります。

(7) 知的財産権について

① 特許戦略

当社グループが現在展開しているHGF遺伝子治療薬、NF- κ Bデコイオリゴの研究開発活動は、主に当社グループが保有する又は当社グループが実施権を有する特許権あるいは特許出願中の権利に基づき実施しております。以下において、それらのうち特に重要なものを記載しております。

しかしながら、当社グループが現在出願中の特許が全て登録されるとは限りません。また、当社グループの研究開発を超える優れた研究開発により当社グループの特許が淘汰される可能性は、常に存在しております。仮に当社グループの研究開発を超える優れた研究開発がなされた場合、当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

さらに、当社グループの今後の事業展開の中でライセンスを受けることが必要な特許が生じ、そのライセンスが受けられなかった場合には、当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

対象	表題	保有者	登録(出願)状況
HGF遺伝子治療薬	肝実質細胞増殖因子及びそれをコードする遺伝子	田辺三菱製薬株式会社 (旧 三菱ウェルファーマ株式会社)(注)1	米国にて成立済。
	HGF遺伝子からなる医薬	当社	日本、米国、欧州 (EP)、カナダ、豪州、中国、韓国、台湾にて成立済。
	リンパ管新生促進剤	当社	日本にて成立済。
NF- κ Bデコイオリゴ	NF- κ Bに起因する疾患の治療及び予防剤	当社	米国、欧州 (EP)にて成立済。 日本においては、物質特許及び虚血性疾患・臓器移植・癌などの医薬用途特許について成立済。
	デコイを含む薬学的組成物及びその使用方法(アトピー性皮膚炎が対象)	当社	日本、米国、欧州 (EP)にて成立済。なお日本においては乾癬に対する用途特許も分割出願として成立済。
	椎間板の疾患を治療、阻害及び回復するための方法及び組成物	当社 ラッシュ大学(米国)	日本、米国、欧州 (EP)、カナダ、にて成立済。

(注)1 当社は当該特許の実施権を有しております。

② 知的財産権に関する訴訟、クレーム

平成26年12月31日現在において、当社グループの開発に関連した特許権等の知的財産権について、第三者との間で訴訟やクレームが発生したという事実はありません。

なお、米国と欧州において、当社が保有するNF- κ Bデコイオリゴに関する特許出願より先願の関連特許出願がありますが、これらはまだ一部のみしか成立しておりません。これらの他社関連特許出願の成否によっては、当社が現在展開しているNF- κ Bデコイオリゴの米国及び欧州における事業展開を進める上で先願の特許保有者との交渉が必要となる可能性があり、その交渉の結果として当該事業の展開に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、他社が当社グループと同様の研究開発を行っていないという保証はなく、今後とも上記のような問題が発生しないという保証はありません。

当社グループとしても、このような問題を未然に防止するため、事業展開にあたっては特許調査を実施しており、当社グループ特許が他社の特許に抵触しているという事実は認識しておりません。しかし、当社グループのような研究開発型企業にとって、このような知的財産権侵害問題の発生を完全に回避することは困難であります。

(8) 業績の推移について

当社グループの主要な経営指標等の推移は以下のとおりであります。

		第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
		平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
(1) 連結経営指標等						
事業収益	(千円)	286,915	243,391	444,509	491,311	909,922
経常損失	(千円)	△1,911,498	△1,791,091	△1,716,366	△1,383,225	△2,395,329
当期純損失	(千円)	△1,967,217	△1,815,061	△1,708,366	△1,409,686	△2,369,205
純資産額	(千円)	4,287,984	3,271,056	1,738,562	3,543,534	7,734,440
総資産額	(千円)	5,004,474	3,889,272	2,260,229	3,904,164	8,183,524
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△1,842,885	△1,705,801	△1,631,074	△1,456,637	△2,703,624
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	952,341	767,653	7,174	△27,203	△52,082
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	11,929	367,572	387,160	3,389,880	6,426,732
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	2,152,335	1,575,549	354,778	2,295,153	6,011,329
(2) 個別経営指標等						
事業収益	(千円)	284,412	240,724	442,075	441,311	909,922
経常損失	(千円)	△1,825,810	△1,819,714	△1,704,583	△1,436,883	△2,421,204
当期純損失	(千円)	△1,863,126	△1,838,828	△1,684,339	△1,468,456	△2,386,709
資本金	(千円)	9,466,618	9,653,241	9,848,427	11,552,853	14,847,066
純資産額	(千円)	4,263,351	3,228,514	1,703,887	3,414,403	7,556,177
総資産額	(千円)	4,938,311	3,793,720	2,146,939	3,790,381	8,049,938

(注) 1 事業収益には消費税等は含まれておりません。

当社グループは、事業のステージが先行投資の段階にあるため、現時点では、上記記載のように、第12期から第16期において当期純損失を計上しておりますが、現在の事業計画に沿って研究開発を着実に進め、将来、医薬品の販売から得られる収益によって損益を改善し、さらには利益を拡大する計画であります。

ただし、現在の事業計画に沿った医薬品の研究開発や販売が実現しない場合には、当社グループが将来においても当期純利益を計上できない可能性もあります。

また、上記記載のように、第12期から第16期においては、営業活動によるキャッシュ・フローもマイナスであり、現状の事業計画に沿った医薬品の研究開発や販売が実現しない場合には、将来においても営業活動によるキャッシュ・フローがプラスにならない可能性もあります。

(9) 経営上の重要な契約等について

当社のビジネス展開上重要と思われる契約の内容を本報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」に記載しております。なお、当社グループは、これらの契約に関して、いずれも当社グループの根幹に関わる重要な契約であると認識しております。したがって、当該契約の破棄が行われた場合、当社グループにとって不利な契約改定が行われた場合及び契約期間満了後に契約が継続されない場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 組織体制について

① 人材の確保

当社グループの競争力は研究開発力にあり、専門性の高い研究及び開発担当者の確保が不可欠です。また、事業の成長拡大を支えるためには事業開発、営業、製造、内部管理等の人材も充実させる必要があります。当社グループは、優秀な人材の確保及び社内人材の教育に努めますが、人材の確保及び社内人材の教育が計画どおりに進まない場合には、当社グループの業務に支障をきたす可能性があります。

一方、当社グループは、業務遂行体制の充実に努めますが、小規模組織であり、限りある人的資源に依存しているために、社員に業務遂行上の支障が生じた場合、あるいは社員が社外流出した場合には、当社グループの業務に支障をきたす可能性があります。

② 特定人物への依存

当社グループの事業の推進者は、代表取締役である山田英です。代表取締役山田英は、当社グループの最高責任者として、当社グループの経営戦略の決定、研究開発、事業開発及び管理業務の遂行に大きな影響力を有しております。また、当社メディカルアドバイザーである森下竜一には、研究開発の面でアドバイスを受けております。

当社グループではこれらの特定人物に過度に依存しない体制を構築すべく、経営組織の強化を図っていますが、当面の間はこれらの特定人物への依存度が高い状態で推移すると見込まれます。このような状況のなかで、これらの特定人物が何らかの理由により当社グループの業務を継続することが困難になった場合には、当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(11) 訴訟について

当社グループは、医薬品の副作用、製造物責任、知的財産権及び労務問題等に関して、訴訟を提起される可能性があります。将来、当社グループが提訴された場合には、その内容次第で当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

(12) 配当政策について

当社グループは、創薬系バイオベンチャーであり、平成20年4月よりムコ多糖症VI型治療薬「ナグラザイム®」を販売しているものの、主要なプロジェクトにおいては医薬品を開発中であり、事業のステージは、先行投資の段階にあります。このため、現時点においては、当期純損失を計上しており、剰余金の配当は実施しておりません。

ただし、株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、将来、現在開発中の新薬が上市され、その販売によって利益が計上され分配可能額が生じる時期においては、経営成績及び財政状態を勘案しながら、剰余金の配当を検討したいと考えております。

(13) 新株予約権の付与(ストック・オプション)制度について

当社はストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づき、新株予約権を付与する方式により、当社取締役、当社及び当社子会社従業員、当社及び当社子会社入社予定者並びに社外の協力者に対して付与することを株主総会において決議されたもの、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権を付与する方式により、当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して付与することを株主総会において決議されたものです。

これらの新株予約権の目的となる株式の数は平成26年12月31日現在で合計232,000株となり、発行済株式数の0.4%となっております。これらの新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社の経営上の重要な契約は以下のとおりであります。

(1) 導入

相手先名	契約内容	対価の支払	契約期間
田辺三菱製薬株式会社 (旧 三菱ウェルファーマ株式会社)	HGF遺伝子物質特許の遺伝子治療分野における非独占的実施権の取得	契約一時金及び一定料率のロイヤリティ	平成14年2月14日から、各国ごとに本特許権のすべての満了後5年間
大日本住友製薬株式会社	HGF遺伝子を遺伝子治療に用いるための基本特許の譲渡	一定料率のロイヤリティ	平成12年9月1日から、本特許権の満了日又は発売後10年間の何れか遅く到来する日
バイカル インク (米国)	HGF遺伝子治療薬の投与に関する特許のHGF遺伝子投与についての独占的実施権の取得	契約一時金、マイルストーン、及び一定料率のロイヤリティ	平成17年5月24日から、本特許権の満了日
アステラス製薬株式会社	NF- κ Bデコイオリゴに関する特許の譲渡	一定料率のロイヤリティ	平成12年8月8日から、本特許権の満了日
バイオマリン ファーマシューティカル インク (米国)	ナグラザイムの国内における開発、販売権の取得	契約一時金、マイルストーン	平成18年12月29日から12年間
株式会社バイオリーダーズ (韓国)	子宮頸部前がん治療ワクチンに関する国内、米国、英国および中国における開発、製造、販売に関する独占的実施権の取得	一定料率のロイヤリティ	平成25年4月3日から、本特許権の満了日

(2) 導出

相手先名	契約内容	対価の受取	契約期間(契約日)
田辺三菱製薬株式会社	HGF遺伝子治療薬の末梢性血管疾患分野における国内独占的販売権の許諾に関する基本合意	契約一時金、マイルストーン及び一定料率の対価	平成27年2月17日(契約日)
	HGF遺伝子治療薬の末梢性血管疾患における米国での独占的販売権の許諾	契約一時金、マイルストーン及び一定料率の対価	平成24年10月24日から、本製品の販売終了まで。
塩野義製薬株式会社	NF- κ Bデコイオリゴの皮膚疾患を適用対象とした外用剤の全世界における独占的販売権の許諾	マイルストーン、開発協力金、及び一定料率のロイヤリティ	平成22年12月27日から本製剤が販売されている期間中、存続する
メディキット株式会社	NF- κ Bデコイオリゴ塗布型PTAバルーンカテーテルの日本における開発製造販売契約	マイルストーン、開発協力金、及び一定料率のロイヤリティ	平成24年1月26日(契約日)

6 【研究開発活動】

当連結会計年度における研究開発費は23億38百万円(前年同期比13億14百万円(+128.3%)の増加)となりました。主に、HGF遺伝子治療薬の国際共同第Ⅲ相臨床試験にかかる費用が発生したことにより、外注費が9億20百万円、研究用材料費が2億55百万円、消耗品費が98百万円増加しております。

当社グループでは、以下のプロジェクトを中心に研究開発を進めました。

・HGF遺伝子治療薬(一般名:ベベルミノゲンペルプラスミド、開発コード:AMG0001)(自社品)

〈対象疾患:重症虚血肢〉

重症虚血肢を対象疾患としたHGF遺伝子治療薬の開発については、海外での承認取得を目的とした国際共同第Ⅲ相臨床試験を進め、当期第4四半期に1例目の患者登録および投与を開始いたしました。本試験は米国FDA(米国食品医薬品局)とSPA(Special Protocol Assessment、特別プロトコル査定)を合意しており、平成22年9月には米国FDAからFast Track指定を取得しています。また、平成24年10月には田辺三菱製薬株式会社との間で米国における末梢性血管疾患を対象とした独占的販売権許諾契約を締結致しました。本契約により当社は、契約一時金と開発の進捗に応じたマイルストーンの支払いを受けることになり、さらに上市後は売上高に応じた一定の対価を受領致します。

また、当該第Ⅲ相臨床試験のプロトコルによるフィージビリティ(実施可能性)を確認する目的で、少数例のオープンラベルの臨床試験を平成26年3月より実施しており、当第4四半期中までに、目標の10例に対し6例の被験者への投与が開始されています。

国内では平成25年11月に、国会において再生医療等製品の早期の実用化につながる条件及び期限付承認制度を含む薬事法の改正案が成立し、平成26年11月に「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(医薬品医療機器等法)」が施行されました。当社のHGF遺伝子治療薬においては、大阪大学附属病院が主導する医師主導型臨床研究が、当第4四半期に開始されました。当社は、この臨床研究の結果も合わせ、再生医療等製品の条件及び期限付承認制度を活用することで重症虚血肢を対象とした日本国内での早期承認申請を行うことを目指しております。

〈対象疾患:リンパ浮腫〉

リンパ管の障害によりリンパ流が停滞して手足等が高度に腫れる疾患であるリンパ浮腫に対する治療薬の実用化を目指し開発を進めており、平成25年10月に原発性リンパ浮腫患者を対象とした第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験を開始し、当期においても引き続き臨床試験を進めました。この試験は世界で初めてのリンパ浮腫に対する遺伝子治療薬の臨床試験であり、原発性リンパ浮腫患者に対するHGF遺伝子治療薬の有効性と安全性を探索的に確認することを目的としています。本プロジェクトは、平成26年5月に独立行政法人新エネルギー・産業技術開発機構(NEDO)の「平成25年度イノベーション実用化ベンチャー支援事業」に採択され、当社は平成27年3月に事業期間(平成26年5月29日から平成27年2月28日)における開発費用の3分の2相当額を助成金として受領する予定です。

・NF- κ Bデコイオリゴ(自社品)

NF- κ Bデコイオリゴのアトピー性皮膚炎の治療薬(AMG0101、軟膏剤)の開発について、国内において第Ⅲ相臨床試験に移行することを平成26年8月に発表いたしました。これまで当社は、軟膏剤では適応が顔面に限られることから、より広範囲な適応を検討する目的で新剤の開発を進め、国内において第Ⅰ相臨床試験を実施いたしました。平成26年5月2日開示のとおり新剤については第Ⅱ相臨床試験に進まず開発戦略を見直すことといたしました。これを受け、軟膏剤については、適応が顔面に限られる一方で、開発ステージが進んでおり早期製品化の可能性あることを考慮し総合的な観点から検討した結果、国内において第Ⅲ相臨床試験に移行することとなり、平成27年3月16日開示のとおり臨床試験を開始いたしました。なお、NF- κ Bデコイオリゴについては、塩野義製薬株式会社に対しアトピー性皮膚炎適応に関する全世界における独占的な販売権許諾を供与する契約を締結しております。

NF- κ Bデコイオリゴの新たな適用疾患として椎間板性腰痛症を含む腰痛疾患を適応症とした開発も進めています(AMG0103、注射剤)。国内においては日本臓器製薬株式会社と日本における独占的開発販売権許諾契約を平成25年

3月に締結しておりましたが、平成26年12月に契約を解消することに両社で同意し、また当社における開発戦略を変更いたしました。当社は、改定した開発戦略の下、米国FDA（米国食品医薬品局）から臨床試験開始許可（IND）を取得後、平成28年に第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験を開始する予定です。

NF- κ BデコイオリゴをPTAバルーンカテーテルの外表面に塗布した新規医療機器（AMG0102、薬剤塗布型PTAバルーンカテーテル）の開発については、透析シャントの血管狭窄を有する被験者を対象とした臨床試験を平成24年9月より開始し、当期も臨床試験を進めてまいりました。なお、平成27年1月に当該臨床試験の症例登録を完了したことについて発表しております。今後は、一定の観察期間終了後にデータの解析および評価を行い、本製品の既存のPTAバルーンカテーテルに対する有意差が示され、計画通り進捗した場合には、平成28年前半に国内の製造販売承認申請を行う見込みです。本製品については、平成24年1月にメディキット株式会社と国内の治験から上市に渡る共同開発および製造販売に関する契約を締結しました。本製品はバルーン拡張による血管炎症や再狭窄を抑制することが期待され、世界で初めての抗炎症薬塗布型のPTAバルーンカテーテルを目指して開発を進めています。

さらに、NF- κ Bデコイオリゴの次世代型である新規構造を有する核酸ハイブリッドデコイを対象に難治性炎症性疾患に対する核酸医薬品の開発を目指し探索研究を進めております。

・CIN治療ワクチン（GLBL101c、導入開発品）

当社は、韓国のBioLeaders Corporation（バイオリーダース）より、子宮頸部上皮内腫瘍性病変（CIN）の治療ワクチン（CIN治療ワクチン）について日米英中の開発、製造、使用および販売の独占的実施権を取得しています。現在、東京大学医学部附属病院では、川名敬准教授のもと、本剤を用いた「HPV16型陽性の子宮頸部中等度上皮内腫瘍性病変（CIN2）に対する乳酸菌を利用したCIN治療薬の探索的臨床研究」（プラセボ対照二重盲検比較試験）が進められています。本試験の経費については、厚生労働科学研究費補助金（医療技術実用化総合研究事業（臨床研究・治験推進研究事業））が使用されています。現在、世界各国で発売中の子宮頸がん予防ワクチンは、ヒトパピローマウイルス（HPV）の感染予防を目的としたワクチンでありHPV既感染者に対して癌化を防ぐような治療効果は得られません。一方、当社が開発するCIN治療ワクチンは、HPVのE7蛋白質に対する特異的な細胞性免疫を効率的に誘導することで子宮頸部の高度異形性を消失させ、子宮頸がんへの移行を回避できる画期的な世界初の治療ワクチンとして期待されます。平成21年より東京大学附属病院において探索的臨床研究が行われ、良好な結果が得られております。

・転移性メラノーマ治療薬「Allovectin®」（導入開発品）

転移性メラノーマ治療薬「Allovectin®」については、提携先の米国バイカル社が第Ⅲ相臨床試験として、米国、欧州を中心とした15カ国の国際共同治験を実施しておりましたが、同社から平成25年8月のプレスリリース及び11月の学会において、主要評価項目、副次評価項目のいずれも統計学的に有意な改善効果が示されなかった旨の発表がありました。これを受け、当社は、当該試験の詳細データを検証し、メラノーマ以外の癌に対する開発の可能性を引き続き検討しております。

医薬品開発の状況

(自社品)

区分	製品名/プロジェクト	適応症	地域	開発段階	主な提携先
医 薬	HGF遺伝子治療薬	重症虚血肢 (閉塞性動脈硬化症 及びバージャー病)	日本	第Ⅲ相終了、 医師主導臨床研究※	田辺三菱製薬株式会社 (販売権の許諾に関する 基本合意)
			欧米	第Ⅲ相	田辺三菱製薬株式会社 (販売権供与(米国))
品	NF- κ Bデコイオリゴ	アトピー性皮膚炎	日本	(軟膏剤) 第Ⅲ相	塩野義製薬株式会社 (販売権供与(全世界))
				(新製剤)前臨床	
		椎間板性腰痛症	米国	第I/Ⅱ相準備中	未定
医療 機器	薬剤塗布型 PTAバルーン カテーテル	血管再狭窄予防	日本	臨床試験	メディキット株式会社 (共同開発販売権供与)

※ 日本は今後、条件及び期限付承認制度を活用して承認申請を行う計画

(導入開発品)

区分	製品名/プロジェクト	適応症	当社の権利	開発段階	提携先
医 薬 品	CIN治療ワクチン	子宮頸がん 前がん病変	日米英中の開発販売権	研究者主導 探索的臨床試験 (日本)	バイオリダーズ (韓)
	Allovectin® (遺伝子治療薬)	癌全般	アジアの開発販売権	検討中	バイカル社(米)

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。重要な会計方針については、本報告書「第一部 企業情報 第5 経理の状況」に記載のとおりであります。連結財務諸表及び注記事項等の作成上、必要な会計上の見積りを行っておりますが、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

<事業収益>

事業別	第14期 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)		第15期 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)		第16期 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
医薬品	444,509	100.0	491,311	100.0	909,922	100.0
合計	444,509	100.0	491,311	100.0	909,922	100.0

(注) 金額には消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度の事業収益は9億9百万円(前年同期比4億18百万円(+85.2%)の増収)となりました。当社グループでは、提携企業からの契約一時金、開発協力金や研究用試薬の一定率をロイヤリティとして受け入れ、研究開発事業収益に計上しております。また、ムコ多糖症VI型治療薬「ナグラザイム®」の販売収入につきまして、商品売上高に計上しております。

当連結会計年度においては、商品売上高が3億8百万円(前年同期比37百万円(+13.7%)の増収)、研究開発事業収益は6億1百万円(前年同期比3億88百万円(+183.1%)の増収)となっております。当連結会計年度においては、製品売上高は発生しておりません。当期の増収は、主に提携企業からの契約一時金の収入によるものです。

<研究開発費>

当連結会計年度における研究開発費は23億38百万円(前期比13億14百万円(+128.3%)の増加)となりました。主に、HGF遺伝子治療薬の国際共同第Ⅲ相臨床試験にかかる費用が発生したことにより、外注費が9億20百万円、研究用材料費が2億55百万円、消耗品費が98百万円増加しております。

当社グループのような研究開発型バイオベンチャー企業にとって研究開発は生命線でありますので、提携戦略により財務リスクの低減を図りながら、今後も積極的な研究開発投資を行っていく予定です。研究開発の詳細については、本報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 6 研究開発活動」をご参照ください。

<販売費及び一般管理費>

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は6億93百万円(前年同期比4百万円(△0.7%)の減少)となりました。主に業務報酬にかかる費用が減少したため、支払手数料が34百万円減少しております。

<営業損失>

当連結会計年度の営業損失は22億73百万円(前年同期の営業損失は13億63百万円)となりました。契約一時金の発生により、事業収益は前年同期比4億18百万円の増収となりました。売上高の増加に伴い売上原価が19百万円増加しております。主に外注費の増加により研究開発費が13億14百万円増加し、主に支払手数料の減少により販売費及び一般管理費が4百万円減少しております。その結果、営業損失は前年同期より9億10百万円拡大しております。

<経常損失>

当連結会計年度の経常損失は、23億95百万円(前年同期の経常損失は13億83百万円)となりました。前年同期と比べると、営業外収益においては、主に独立行政法人新エネルギー・産業技術開発機構(NEDO)からの平成25年度の助成金額が確定したこと等により、補助金収入が35百万円増加して61百万円となっております。営業外費用においては、ライセンス・オフアリングの実施に伴う新株の発行により、株式交付費が1億15百万円増加して1億37百万円となっております。投資事業組合が保有する株式の投資損失を計上したため、投資事業組合運用損が35百万円増加して39百万円となっております。また、円安の進行に伴って為替差損が8百万円発生しております。前年度においてはメリルリンチ日本証券株式会社及びUBS AG London Branchに対する新株予約権の発行にかかる費用が16百万円発生しておりましたが、当期においては15百万円減少して1百万円となっております。

<当期純損失>

当連結会計年度の当期純損失は、23億69百万円(前年同期の当期純損失は14億9百万円)となり、前年同期より9億59百万円拡大しております。失効した新株予約権を戻し入れたことに伴い、新株予約権戻入益が37百万円発生し、前年同期と比べて26百万円増加しております。特別損失においては、前年度において希望退職制度の実施に伴う経営合理化費用として特別退職金及び再就職支援費用39百万円を計上しておりましたが、当期においては発生しておりません。

(3) 当連結会計年度の財政状態の分析

当連結会計年度末の総資産は81億83百万円(前連結会計年度末比42億79百万円の増加)となりました。主にライセンス・オフアリングの実施による増資に伴い、現金及び預金が42億22百万円増加しております。有価証券の満期償還により有価証券が4億99百万円減少し、原薬を臨床試験に使用したことにより原材料が2億50百万円減少しております。また、臨床試験にかかる費用の前払いに伴い、前渡金が3億48百万円増加しております。

当連結会計年度末の負債は4億49百万円(前連結会計年度末比88百万円の増加)となりました。主にHGF遺伝子治療薬の国際共同第Ⅲ相臨床試験にかかる外注費用を計上したことに伴い、買掛金が1億64百万円増加しております。

純資産は77億34百万円(前連結会計年度末比41億90百万円の増加)となりました。ライセンス・オフアリングの実施による増資及び第三者割当増資に伴い、資本金及び資本剰余金がそれぞれ32億94百万円増加しております。退職者の新株予約権を戻し入れたことに伴って新株予約権が61百万円減少し、当期純損失23億69百万円の計上により利益剰余金が減少しております。

(4) 当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析

本報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 将来の見通し

① 事業の見通し

次期の見通しについては、連結業績予想として、事業収益4億50百万円、営業損失、経常損失及び当期純損失とも58億円を見込んでおります。

事業収益については、ムコ多糖症VI型治療薬「ナグラザイム®」の販売量増加を見込みますが、提携企業からの契約一時金の減少により、当期に比べ減収となる見込みです。

営業利益、経常利益及び当期純利益に関しては、HGF遺伝子治療薬の国際共同第Ⅲ相臨床試験が本格的に進捗することや、NF-κBデコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象とした国内での第Ⅲ相臨床試験を開始する見込みであることなどにより、研究開発費が大幅に増加することから、当期に比べ大幅に減益となる見込みです。

② 見通しの前提及び見通しに関する注意事項

将来の見通しについては、当連結会計年度末において、入手可能な情報及び将来の業績に与える不確実要因に関しての仮定を前提としております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループでは、研究開発活動の拡充のため、当連結会計年度において総額19,081千円の設備投資を実施いたしました。主に研究所における研究開発機器への投資や、連結子会社における人員の増加に伴うIT機器及び什器の購入を実施しております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

(平成26年12月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	合計	
本社・彩都研究所 (大阪府茨木市)	医薬品	研究用施設	4,688	2,568	7,256	13
東京支社 (東京都港区)	医薬品	統括業務施設	3,612	10,149	13,762	25
合計			8,301	12,717	21,019	38

(注) 1 金額には消費税等を含めておりません。

2 本社・彩都研究所及び東京支社は賃借物件で、その概要は次のとおりです。

事業所名	セグメントの名称	床面積(m ²)	年間賃借料(千円)
本社・彩都研究所	医薬品	1,050.00	12,684
東京支社	医薬品	613.89	41,032

(2) 在外子会社

(平成26年12月31日現在)

会社名	セグメントの 名称	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
				建物	工具、器具 及び備品	合計	
アンジェス インク	医薬品	本社 (米国メリーランド州)	統括業務施設	230	6,319	6,550	9
合計				230	6,319	6,550	9

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	125,070,400
計	125,070,400

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年3月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	53,544,361	53,544,361	東京証券取引所 マザーズ市場	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。 単元株式数は100株でありま す。
計	53,544,361	53,544,361	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権

株主総会の特別決議日(平成18年3月30日)		
	事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	660 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	①126,000 (注) 2 ②6,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	① 1株当たり 3,812 (注) 3, 4 ② 1株当たり 2,915	同左
新株予約権の行使期間	① 平成20年4月1日～平成27年12月31日 ② 平成20年12月26日～平成27年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	① 発行価格 3,812 資本組入額 1,906 ② 発行価格 2,915 資本組入額 1,458	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—
新株予約権の取得条項に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、200株であります。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数のみについて行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割(併合)の比率

3 払込価額は、新株予約権の発行後、時価を下回る価額で新株の発行を行う場合又は時価を下回る価額での自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資の場合、新株予約権並びに平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく新株引受権の行使の場合を除く)(以下、両者あわせて「新規発行(処分)」という)は、次の算式により調整されます。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行(処分)の前において当社が所有する自己株式数は含まれません。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

4 新株予約権の発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(併合)の比率}}$$

② 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく特別決議による新株予約権

株主総会の特別決議日(平成19年3月30日)		
	事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	215 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	①20,000 ②23,000 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	① 1株当たり 3,181 ② 1株当たり 3,255 (注) 3, 4	同左
新株予約権の行使期間	① 平成21年5月9日～ 平成28年12月31日 ② 平成21年12月5日～ 平成28年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	① 発行価格 3,181 資本組入額 1,591 ② 発行価格 3,255 資本組入額 1,628	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、200株であります。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数のみについて行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割(併合)の比率

3 払込価額は、新株予約権の発行後、時価を下回る価額で新株の発行を行う場合又は時価を下回る価額での自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)(以下、両者あわせて「新規発行(処分)」という)は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行(処分)の前において当社が所有する自己株式数は含まれません。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たりの払込金額又は処分価額}}{\text{新規発行(処分)前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

4 新株予約権の発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(併合)の比率}}$$

- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定いたします。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記3、4で定められる払込価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)6に準じて決定する。
- 6 下記に掲げる議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は)、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社が発行する全部の株式を内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- なお、新株予約権者が権利行使の条件を満たさずに新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合には、取締役会の決議をもって当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- また、新株予約権者がその有する新株予約権の全部又は一部について権利放棄を行った場合には、取締役会の決議をもって当該権利放棄された新株予約権についても、無償で取得することができるものとします。

株主総会の特別決議日(平成20年3月28日)		
	事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	170 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34,000 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,143 (注) 3, 4	同左
新株予約権の行使期間	平成22年5月13日～ 平成29年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,143 資本組入額 1,072	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、200株であります。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数のみについて行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(併合)の比率

- 3 払込価額は、新株予約権の発行後、時価を下回る価額で新株の発行を行う場合又は時価を下回る価額での自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)(以下、両者あわせて「新規発行(処分)」という)は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行(処分)の前において当社が所有する自己株式数は含まれません。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)前の1株当たりの時価}}$$

- 4 新株予約権の発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(併合)の比率}}$$

- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定いたします。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記3、4で定められる払込価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)6に準じて決定する。
- 6 下記に掲げる議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は)、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社が発行する全部の株式を内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- なお、新株予約権者が権利行使の条件を満たさずに新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合には、取締役会の決議をもって当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- また、新株予約権者がその有する新株予約権の全部又は一部について権利放棄を行った場合には、取締役会の決議をもって当該権利放棄された新株予約権についても、無償で取得することができるものとします。

株主総会の特別決議日(平成21年3月27日)		
	事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	40 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 886 (注) 3, 4	同左
新株予約権の行使期間	平成23年9月7日～ 平成30年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 886 資本組入額 443	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、200株であります。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数のみについて行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(併合)の比率

- 3 払込価額は、新株予約権の発行後、時価を下回る価額で新株の発行を行う場合又は時価を下回る価額での自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)(以下、両者あわせて「新規発行(処分)」という)は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行(処分)の前において当社が所有する自己株式数は含まれません。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たりの払込金額又は処分価額}}{\text{新規発行(処分)前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

- 4 新株予約権の発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(併合)の比率}}$$

- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定いたします。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記3、4で定められる払込価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)6に準じて決定する。
- 6 下記に掲げる議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は)、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社が発行する全部の株式を内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- なお、新株予約権者が権利行使の条件を満たさずに新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合には、取締役会の決議をもって当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- また、新株予約権者がその有する新株予約権の全部又は一部について権利放棄を行った場合には、取締役会の決議をもって当該権利放棄された新株予約権についても、無償で取得することができるものとします。

株主総会の特別決議日(平成22年3月30日)		
	事業年度末現在 (平成26年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	75 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,000 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 589 (注) 3, 4	同左
新株予約権の行使期間	平成25年2月10日～ 平成31年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 589 資本組入額 295	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、200株であります。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数のみについて行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(併合)の比率

- 3 払込価額は、新株予約権の発行後、時価を下回る価額で新株の発行を行う場合又は時価を下回る価額での自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)(以下、両者あわせて「新規発行(処分)」という)は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行(処分)の前において当社が所有する自己株式数は含まれません。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たりの払込金額又は処分価額}}{\text{新規発行(処分)前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

- 4 新株予約権の発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(併合)の比率}}$$

- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定いたします。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記3、4で定められる払込価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)6に準じて決定する。
- 6 下記に掲げる議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は)、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社が発行する全部の株式を内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- なお、新株予約権者が権利行使の条件を満たさずに新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合には、取締役会の決議をもって当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- また、新株予約権者がその有する新株予約権の全部又は一部について権利放棄を行った場合には、取締役会の決議をもって当該権利放棄された新株予約権についても、無償で取得することができるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

(第25回新株予約権)

	第4四半期会計期間 (平成26年10月1日から 平成26年12月31日まで)	第16期 (平成26年1月1日から 平成26年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	—	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年1月1日～ 平成22年12月31日 (注) 1	240	118,231	6,000	9,466,618	6,000	7,777,361
平成23年2月15日 (注) 2	2,637	120,868	149,997	9,616,616	149,995	7,927,356
平成23年1月1日～ 平成23年12月31日 (注) 3	1,465	122,333	36,625	9,653,241	36,625	7,963,981
平成24年6月15日 (注) 4	5,853	128,186	99,992	9,753,233	99,992	8,063,973
平成24年1月1日～ 平成24年12月31日 (注) 5	2,944	131,130	95,193	9,848,427	95,193	8,159,167
平成25年3月11日 (注) 6	5,464	136,594	199,955	10,048,383	199,955	8,359,122
平成25年1月1日～ 平成25年6月30日 (注) 7	16,469	153,063	1,086,998	11,135,381	1,086,998	9,446,121
平成25年7月1日 (注) 8	153,063	306,126	—	11,135,381	—	9,446,121
平成25年7月1日～ 平成25年12月31日 (注) 9	6,550	312,676	417,472	11,552,853	417,472	9,863,593
平成26年1月1日 (注) 10	30,954,924	31,267,600	—	11,552,853	—	9,863,593
平成26年4月14日 (注) 11	1,136,300	32,403,900	249,986	11,802,839	249,986	10,113,579
平成26年9月5日～平 成26年9月30日 (注) 12	21,140,461	53,544,361	3,044,226	14,847,066	3,044,226	13,157,806

(注) 1 新株引受権・新株予約権の権利行使

2 第三者割当 発行価格 113,763円 資本組入額 56,882円

割当先 塩野義製薬株式会社

3 新株引受権・新株予約権の権利行使

4 第三者割当 発行価格 34,168円 資本組入額 17,084円

割当先 塩野義製薬株式会社

5 新株引受権・新株予約権の権利行使

6 第三者割当 発行価格 73,190円 資本組入額 36,595円

割当先 株式会社夢真ホールディングス、株式会社夢テクノロジー、A-1 合同会社

7 新株予約権の権利行使

8 平成25年6月30日の株主名簿に記載または記録された株主に対し、1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

9 新株予約権の権利行使

10 平成25年12月31日の株主名簿に記載または記録された株主に対し、1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

11 第三者割当 発行価格 440円 資本組入額 220円

割当先 フォレストフィールド1号投資事業有限責任組合

12 ライツ・オフリングによる新株予約権の権利行使

(6) 【所有者別状況】

平成26年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	3	32	179	34	27	25,999	26,274	—
所有株式数（単元）	—	12,293	52,645	26,023	21,770	321	422,355	535,407	3,661
所有株式数の割合（%）	—	2.30	9.83	4.86	4.07	0.06	78.88	100.00	—

（注）自己株式38株は、「単元未満株式の状況」に38株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成26年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	2,089,300	3.90
塩野義製薬株式会社	大阪府大阪市中央区道修町3-1-8	1,186,800	2.21
フォレストフィールド1号投資事業有限責任組合	東京都港区三田1-6-3	1,136,300	2.12
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	862,500	1.61
松井証券株式会社	東京都千代田区麴町1-4	788,900	1.47
森下 竜一	大阪府吹田市	691,600	1.29
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウ ント ジェイピーアールディ ア イエスジー エフイーエイシー （常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行）	Peterborough Court 133 Fleet Street London EC4A 2BB United Kingdom （東京都千代田区丸の内2-7-1）	526,000	0.98
バンク オブ ニューヨーク メロ ン エスエー エヌブイ フォー ビーエヌワイ ジーシーエム ク ライアント アカウント イー エ ルエス シービー（常任代理人 株式会社三井住友銀行）	One Churchill Place London E14 5HP United Kingdom （東京都千代田区大手町1-2-3）	487,900	0.91
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川4-12-3	437,200	0.81
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麴町2-4-1	415,902	0.77
計	—	8,622,402	16.10

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 53,540,700	535,407	—
単元未満株式	普通株式 3,661	—	—
発行済株式総数	53,544,361	—	—
総株主の議決権	—	535,407	—

② 【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社はストック・オプション制度を採用しております。

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づき、新株予約権を付与する方式により、当社取締役、当社及び当社子会社従業員に対して付与することを下記株主総会において決議されたもの、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権を付与する方式により、当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して付与することを下記株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

(平成18年3月30日定時株主総会決議)

決議年月日	平成18年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成19年3月30日定時株主総会決議)

決議年月日	平成19年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 11名 当社子会社従業員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成20年3月28日定時株主総会決議)

決議年月日	平成20年3月28日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 8名 当社子会社従業員 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成21年3月27日定時株主総会決議)

決議年月日	平成21年3月27日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名 当社子会社従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

(平成22年3月30日定時株主総会決議)

決議年月日	平成22年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載されております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	38	11
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、平成27年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	38	—	38	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成27年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社グループは、創薬系バイオベンチャーであり、平成20年度よりムコ多糖症VI型治療薬「ナグラザイム®」を販売開始しているものの、主要なプロジェクトにおいては医薬品を開発中であり、事業のステージは、先行投資の段階にあります。このため、現時点においては、当期純損失を計上しており、剰余金の配当は実施しておりません。次期についても当期純損失の計上を見込んでおり、剰余金の配当は実施しない予定となっております。

ただし、株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、将来、現在開発中の医薬品が上市され、その販売によって利益が計上され分配可能額が生じる時期においては、経営成績及び財政状態を勘案しながら、剰余金の配当を検討したいと考えております。

なお、剰余金の配当の基準日は、毎年12月31日の期末配当並びに毎年6月30日の中間配当を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月
最高(円)	185,000	121,800	101,300	375,000 ※1 147,000 ※2 618	※3 750 409
最低(円)	72,500	37,000	24,530	42,900 ※1 49,600 ※2 572	※3 330 232

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場における株価を記載しております。
 2. ※1印は、株式分割（平成25年7月1日、1株→2株）による権利落後の株価であります。
 3. ※2印は、株式分割（平成26年1月1日、1株→100株）による権利落後の株価であります。
 4. ※3印は、平成26年7月31日を割当基準日とするライツ・オフリングによる権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	644 ※ 376	409	350	323	399	385
最低(円)	385 ※ 351	314	288	232	283	301

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場における株価を記載しております。
 2. ※印は、平成26年7月31日を割当基準日とするライツ・オフリングによる権利落後の最高・最低株価を示しております。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長 執行役員	—	山 田 英	昭和25年6月27日生	昭和56年4月 昭和57年4月 平成7年1月 平成12年8月 平成13年5月 平成13年8月 平成14年6月 平成14年9月 平成26年3月	日本学術振興会 奨励研究員 三菱化成工業株式会社(現三菱化学株式会社)入社 株式会社そーせい入社 宝酒造株式会社入社 ドラゴン・ジェノミクス株式会社(現タカラバイオ株式会社)取締役 当社入社 事業開発本部長 当社取締役 アンジェス ユーロ リミテッドCEO(現任) 当社代表取締役社長(現任) アンジェス インクCEO(現任)	注1	104,000
取締役	—	栄 木 憲 和	昭和23年4月17日	昭和54年8月 平成6年1月 平成9年3月 平成14年7月 平成19年1月 平成22年4月 平成26年5月	日本チバガイギー株式会社入社 バイエルン薬品株式会社入社 同社取締役(滋賀工場長) 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長 同社取締役会長 当社取締役(現任)	注1	—
取締役	—	北 里 一 郎	昭和7年6月18日生	昭和30年4月 昭和60年4月 平成元年6月 平成3年6月 平成5年6月 平成7年6月 平成15年6月 平成16年3月 平成17年3月 平成18年6月 平成20年3月 平成20年4月	明治製菓株式会社入社 同社取締役 薬品開発本部副本部長 薬品開発企画部長 同社常務取締役 薬品開発本部長 同社専務取締役 薬品事業統括 特許管掌 同社代表取締役副社長 薬品事業統括 特許管掌 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長 財団法人バイオインダストリー協会理事長 財団法人ヒューマンサイエンス振興財団会長 明治製菓株式会社最高顧問 当社取締役(現任) 学校法人北里研究所 相談役(現任)	注1	4,800
取締役	—	駒 村 純 一	昭和25年5月3日生	昭和48年4月 平成8年4月 平成15年8月 平成15年10月 平成16年4月 平成16年6月 平成17年4月 平成17年11月 平成18年10月 平成24年3月	三菱商事株式会社入社 同社イタリア事業投資先Miteni社社長 森下仁丹株式会社入社 執行役員 同社執行役員経営企画室長 同社常務執行役員経営企画室長 同社取締役常務執行役員経営企画室長 同社専務取締役専務執行役員経営情報本部管掌 同社代表取締役専務 同社代表取締役社長(現任) 当社取締役(現任)	注1	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	—	成 松 明 博	昭和22年8月12日生	昭和48年4月 三菱化成工業株式会社(現三菱化学株式会社)入社 平成13年10月 ミツビシ ファーマ アメリカ(現ミツビシ タナベ ファーマホールディングス アメリカ)社長 平成15年7月 三菱ウェルファーマ株式会社(現田辺三菱製薬株式会社)執行役員創薬本部副本部長 平成16年6月 同社常務執行役員創薬本部副本部長 平成16年7月 同社常務執行役員創薬本部長 平成18年7月 同社常勤監査役 平成19年10月 田辺三菱製薬株式会社常任監査役 平成25年3月 当社監査役(現任)	注2	—
監査役	—	遠 山 伸 次	昭和17年12月21日生	昭和40年4月 塩野義製薬株式会社入社 平成12年3月 近畿バイオインダストリー振興会議(現特定非営利活動法人 近畿バイオインダストリー振興会議) 事務局長 平成14年3月 当社監査役(現任) 平成15年4月 特定非営利活動法人 近畿バイオインダストリー振興会議 専務理事 平成17年6月 同法人 理事・クラスターマネージャー 平成18年6月 同法人 専務理事・地域連携マネージャー 平成24年6月 同法人 相談役(現任)	注2	—
監査役	—	菱 田 忠 士	昭和17年8月14日生	昭和45年4月 三菱化成工業株式会社(現三菱化学株式会社)入社 平成3年9月 株式会社三菱化成生命科学研究所(現株式会社三菱化学生命科学研究所)出向 研究調整部長 平成7年8月 三菱化学株式会社 医薬カンパニー先端医療グループGM 平成9年12月 東京田辺製薬株式会社(現田辺三菱製薬株式会社)出向 研究開発本部参与 平成11年10月 三菱東京製薬株式会社(現田辺三菱製薬株式会社) 研究開発本部ライセンス部 平成12年4月 財団法人ダイヤ高齢社会研究財団常務理事及び高齢社会NGO連携協議会理事 平成14年4月 菱田興産株式会社代表取締役社長 平成14年6月 当社監査役(現任) 平成14年8月 三重大学医学部産学連携医学研究推進機構マネジメント・プロフェッサー 平成16年10月 株式会社イミュノフロンティア代表取締役 平成19年7月 同社取締役 平成26年1月 菱田興産株式会社監査役(現任) 平成26年12月 株式会社イミュノフロンティア代表取締役(現任)	注2	—
計						108,800

- (注) 1 平成27年3月27日後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時。
2 平成25年3月28日後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時。
3 取締役栄木憲和、北里一郎及び駒村純一の3氏は、社外取締役であります。

- 4 監査役成松明博、遠山伸次及び菱田忠士の3氏は、社外監査役であります。
- 5 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は1名であります。
- 6 当社は、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
鈴木 茂	昭和12年5月21日生	昭和35年4月 昭和60年4月 平成2年10月 平成17年12月 平成20年3月	株式会社三菱銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)入行 財団法人三菱経済研究所出向 研究部長 ダイヤモンドビジネスコンサルティング株式会社(現三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)入社 プリンシパルコンサルタント 株式会社イミュノフロンティア 監査役 当社補欠監査役	注	—

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

当社は、監査役会制度採用会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。

平成27年3月30日現在、取締役会は各分野のエキスパートである取締役4名(うち社外取締役3名)で構成されており、当社運営に関しては取締役会で専門的かつ多角的な検討がなされており、その上で迅速な意思決定が行われております。取締役の任期については、取締役の経営責任をより一層明確にし、株主の皆様からの信任の機会を増やすため、さらには経営環境の変化に即応できる最適な経営体制を機動的に確立するため、定款で1年と規定しております。取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要な事項の意思決定を行うとともに、業務の執行の監督を行っております。

また、監査役会は3名(全員が社外監査役)で構成されており、うち1名は常勤監査役です。監査役会は原則月1回開催し、監査に関する重要な事項について協議と決議を行うとともに、全監査役は取締役会に出席し、取締役による経営判断の適法性・妥当性を確認しております。また、監査役会は、会計監査人及び内部監査室と連携をとり監査機能を強化しております。業務執行の監査にあたっては、取締役及び各組織が実施する業務の適法性・妥当性を確保するために、常勤監査役及び内部監査室が必要に応じて職務の執行状況の監査を実施し、代表取締役社長との意見交換を通じて、必要な措置を講じる体制を構築しております。

② 内部統制システムの整備の状況及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会の決議に基づく内部統制システム整備の基本方針を次のとおり定めており、本基本方針に則りリスク管理体制を含めた内部統制システムの整備に努めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス管理規程」に基づき全社的なコンプライアンスの状況について確認を行い、取締役会への報告を行います。

(b) コンプライアンスの推進については、全社的なコンプライアンスの実効性が高められるよう、「アンジェスグループ行動規範」を制定し、取締役及び使用人に周知・徹底し、また、必要な教育・研修の機会を提供します。

(c) コンプライアンス違反を早期に発見し、是正することを目的とする社内通報体制として、内部通報制度を設け、通報者の保護を確保した通報体制を整備します。

(d) 「内部監査規程」に基づき、業務執行部門の活動全般について、内部監査部門による内部監査を実施し、監査結果を取締役及び監査役に報告します。

(e) 「インサイダー取引防止規程」を制定し、取締役、監査役又は使用人がその職務に関して取得した内部情報の管理、取締役、監査役又は使用人の株式等の売買、その他の取引の規制及び取締役、監査役又は使用人の職務に際し遵守すべき基本的事項を定め、インサイダー取引防止に努めます。

(f) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、全社的に毅然とした対応を徹底します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役及び使用人の職務執行に係る情報の保存、管理等に関する規程を、「文書保存管理規程」、「機密保持規程」及び「個人情報取扱規程」として定め、これらに基づき、当該情報が記載又は記録された文書、媒体等の保存及び管理を適切かつ確実にを行うものとします。

(b) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律等の関係法令その他社会的規範を遵守し、「個人情報取扱規程」に基づき情報資産を適切に保護管理します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) リスク管理は、「組織規程」及び当該規程に基づく職務分掌及び職務権限に従い、各部門がリスクを把握し、適切な評価を行うとともに、リスクの内容・規模に応じた適確な対応を行う、自律的なリスク管理を基本とします。

(b) 全社的なリスク管理及び部門を横断する統合的なリスク管理を進めるため、コンプライアンス委員会がリスク管理全体を統括します。さらに、通常のリスク管理だけでは対処できないような不測のリスクが顕在化した

場合には、代表取締役を本部長とする緊急対策本部を設置し、危機管理に当たることとします。

(c) リスク管理の進捗状況に関しては、内部監査部門によるモニタリングを行い、必要に応じた改善策を実施して、リスク管理の実効性を確保し、高めます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 執行役員制度により、適正な人数の取締役による効率的な職務執行を確保し、迅速かつ適切な経営に取り組みます。

(b) 定例の取締役会を原則毎月1回開催し、経営上の重要な項目について意思決定するとともに、執行役員以下の業務執行の状況を監督します。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 当社企業グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、コンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とします。

(b) 当社は、子会社の経営上の重要事項について、子会社から定期的に報告を受け、事前に協議を行うものとします。また、当該事項のうち、当社「取締役会規則」により当社取締役会の決議事項とされているものについては、事前に当社取締役会の決議を経るものとします。

(c) 子会社の業務の適正を確保するため、内部監査部門は、子会社の内部統制を監査します。

(d) 当社及び当社企業集団の財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを整備し、その適切な運用・管理にあたります。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性を確保するための体制

(a) 監査役から、監査役の業務を補助すべき使用人を求められた場合には、監査役と協議の上、合理的な範囲で当該使用人を配置します。

(b) 当該使用人の任命、異動、評価、処分にあたっては監査役の事前の同意を得ることとし、本職務の遂行にあたっては、取締役の指揮命令は受けないものとするにより、取締役からの独立性を確保します。

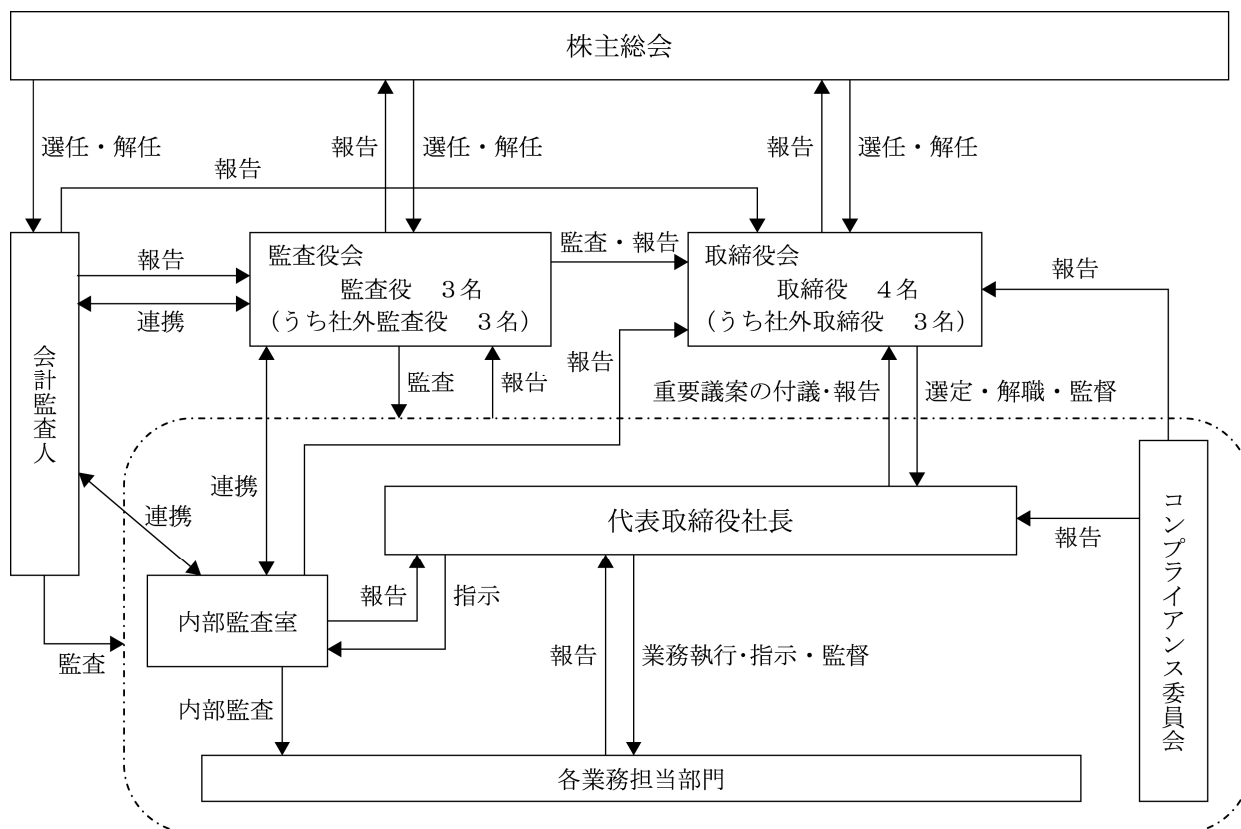
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役は、法令・定款等に違反する行為、会社に著しい損害を及ぼす事実がある場合及びそれらの事実が発生するおそれがある場合は、監査役に対して適時適切に報告を行います。また、監査役はその職務の遂行上、必要と判断した事項に関し、必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告及び資料の提供を求めることができる体制を整えています。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

各種の重要会議への出席、関係部署の調査、重要書類の閲覧などにより、監査役の権限が支障なく行使できる社内体制をグループ全体に確立します。また監査役と会計監査人との連携及び監査役と内部監査部門との連携を確保するための体制をとっています。

当社の内部統制システム及びリスク管理体制を図示すると次のとおりであります。



③ 適時開示に関する基本方針

適時開示については、ディスクロージャーへの積極的な取り組みをコーポレート・ガバナンスの重要な柱と位置付けており、法令等に基づく開示や、会社説明会の開催、機関投資家やアナリストとの個別ミーティングの実施等により、当社及び当社グループの現状のみならず今後の事業戦略について、迅速かつ正確なディスクロージャーの充実に努めております。

④ 社外取締役及び社外監査役

社外取締役である柴木憲和氏は、企業経営者としての豊富な経験・知見及び医薬品開発に対する専門知識等を有しており、その経験と知見は当社の経営に資するものであります。同氏と当社の間の特記すべき関係はありません。

社外取締役である北里一郎氏は、企業経営者としての豊富な経験・知見及び医薬品開発に対する専門知識等を有しており、その経験と知見は当社の経営に資するものであります。同氏が相談役を務める学校法人北里研究所と当社の間には特記すべき関係はありません。

社外取締役である駒村純一氏は、企業経営者としての豊富な経験・知見を有しており、その経験と知見は当社の経営に資するものであります。同氏が代表取締役を務める森下仁丹株式会社と当社の間には特記すべき関係はありません。

社外監査役である成松明博氏は、製薬会社における豊富な経験及び幅広い見識を有しており、また、製薬会社での常勤監査役としての経験は、当社の監査に資するものであります。同氏と当社の間の特記すべき関係はありません。

社外監査役である遠山伸次氏は、製薬業界における豊富な経験・知見を有しており、その経験・知見は当社の監査に資するものであります。同氏が相談役を務める特定非営利活動法人近畿バイオインダストリー振興会議は、同会議が締結した研究開発にかかる委託契約の一部を当社に再委託しております。その他特記すべき関係はありません。

社外監査役である菱田忠士氏は、製薬業界における豊富な経験・知見を有しており、その経験・知見は当社の監査に資するものであります。同氏と当社の間の特記すべき関係はありません。

当社では、社外取締役または社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準または方針は特に定めておりませんが、選任にあたっては金融商品取引所の定める独立役員の確保にあたっての判断基準を参考にしております。

(参考にしてている基準等の内容)

有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款第29条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

⑥ 取締役の定数及び選解任の概要

当社は取締役を7名以内とする旨を定款に定めております。また、取締役の選任の決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。解任の決議要件については、会社法と異なる別段の定めはありません。

⑦ 株主総会の特別決議の要件

会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑧ 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により当社の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的に自己株式の取得を行うことができることを目的とするものであります。また、当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことができることを目的とするものであります。

⑨ 役員報酬の内容等

(i) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数(人)
		基本報酬	ストック・ オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	29,365	29,365	-	2
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-
社外役員	29,100	29,100	-	6

(ii) 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、経営内容、経済情勢、社員給与とのバランス等を考慮して、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

なお、平成11年12月17日開催の創立総会での決議により、取締役の報酬は年額200百万円以内、監査役の報酬は年額60百万円以内となっております。

⑩ 株式の保有状況

(i) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 7 銘柄
 貸借対照表上額の合計額 433,238千円

(ii) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)
 特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
バイカル インク	2,171,088	269,996	提携先との関係強化のため

(当事業年度)
 特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
バイカル インク	2,171,088	274,810	提携先との関係強化のため

⑪ 会計監査の状況

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、同監査法人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。

当期において業務を執行した公認会計士の氏名及び当社に係る継続監査年数、監査業務に係る補助者の構成は以下の通りであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名及び当社に係る継続監査年数
 指定有限責任社員 業務執行社員：水上 亮比呂 4年
 指定有限責任社員 業務執行社員：高木 政秋 1年
- ・監査業務に係る補助者の構成
 公認会計士 3名 その他 7名

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	20,675	—	20,000	800
連結子会社	—	—	—	—
計	20,675	—	20,000	800

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日程等を勘案したうえで決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の変更等への的確な対応を行っております。また、開示支援専門会社等からの印刷物やメールなどによる情報提供、会計税務専門書など定期刊行物の購読等を通じて、積極的に情報収集に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当連結会計年度 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,795,253	6,017,356
売掛金	108,979	659,012
有価証券	499,900	-
商品	101,714	91,452
原材料及び貯蔵品	516,829	265,744
前渡金	173,587	521,892
前払費用	19,813	20,137
立替金	53,117	75
その他	35,611	18,267
流動資産合計	3,304,806	7,593,940
固定資産		
有形固定資産		
建物	52,280	52,333
減価償却累計額	△42,244	△43,801
建物（純額）	10,035	8,532
工具、器具及び備品	206,166	219,244
減価償却累計額	△192,905	△200,194
工具、器具及び備品（純額）	13,261	19,050
有形固定資産合計	23,297	27,582
無形固定資産		
特許権	67,923	52,148
その他	1,851	2,072
無形固定資産合計	69,775	54,220
投資その他の資産		
投資有価証券	432,351	438,139
敷金及び保証金	41,678	42,058
その他	32,255	27,582
投資その他の資産合計	506,285	507,780
固定資産合計	599,358	589,583
資産合計	3,904,164	8,183,524

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当連結会計年度 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	42,161	207,085
未払金	32,933	44,224
未払費用	12,895	7,231
未払法人税等	31,825	42,357
前受金	217,645	115,988
預り金	7,950	6,401
流動負債合計	345,412	423,289
固定負債		
繰延税金負債	108	10,446
資産除去債務	15,108	15,347
固定負債合計	15,217	25,793
負債合計	360,629	449,083
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,552,853	14,847,066
資本剰余金	9,863,593	13,157,806
利益剰余金	△18,058,419	△20,427,625
自己株式	-	△11
株主資本合計	3,358,027	7,577,234
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	15,105	17,005
為替換算調整勘定	△593	31,035
その他の包括利益累計額合計	14,511	48,041
新株予約権	170,995	109,165
純資産合計	3,543,534	7,734,440
負債純資産合計	3,904,164	8,183,524

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日)
事業収益		
商品売上高	※1 271,361	※1 308,602
製品売上高	※1 7,513	-
研究開発事業収益	212,436	601,319
事業収益合計	491,311	909,922
事業費用		
売上原価	※1 131,225	※1 150,994
研究開発費	※2,※3 1,024,573	※2,※3 2,338,856
販売費及び一般管理費	※4 698,664	※4 693,955
事業費用合計	1,854,463	3,183,807
営業損失(△)	△1,363,151	△2,273,885
営業外収益		
受取利息	777	518
補助金収入	26,445	61,451
業務受託料	※5 603	※5 603
雑収入	3,156	2,676
営業外収益合計	30,982	65,249
営業外費用		
株式交付費	22,340	137,984
新株予約権発行費	16,733	1,379
投資事業組合運用損	※5 3,659	※5 39,228
為替差損	7,660	8,100
雑損失	662	0
営業外費用合計	51,056	186,692
経常損失(△)	△1,383,225	△2,395,329
特別利益		
新株予約権戻入益	11,542	37,714
子会社株式売却益	9,045	-
特別利益合計	20,588	37,714
特別損失		
経営合理化費用	39,547	-
特別損失合計	39,547	-
税金等調整前当期純損失(△)	△1,402,184	△2,357,614
法人税、住民税及び事業税	7,502	11,591
法人税等合計	7,502	11,591
少数株主損益調整前当期純損失(△)	△1,409,686	△2,369,205
当期純損失(△)	△1,409,686	△2,369,205

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
少数株主損益調整前当期純損失 (△)	△1,409,686	△2,369,205
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△244,268	1,900
為替換算調整勘定	35,686	31,628
その他の包括利益合計	※1 △208,581	※1 33,529
包括利益	△1,618,268	△2,335,676
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△1,618,268	△2,335,676
少数株主に係る包括利益	-	-

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,848,427	8,159,167	△16,648,733	-	1,358,862
当期変動額					
新株の発行	1,704,425	1,704,425			3,408,851
当期純損失(△)			△1,409,686		△1,409,686
自己株式の取得				-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	1,704,425	1,704,425	△1,409,686	-	1,999,164
当期末残高	11,552,853	9,863,593	△18,058,419	-	3,358,027

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	259,373	△36,280	223,092	156,606	1,738,562
当期変動額					
新株の発行					3,408,851
当期純損失(△)					△1,409,686
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△244,268	35,686	△208,581	14,389	△194,192
当期変動額合計	△244,268	35,686	△208,581	14,389	1,804,972
当期末残高	15,105	△593	14,511	170,995	3,543,534

当連結会計年度(自 平成26年 1 月 1 日 至 平成26年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,552,853	9,863,593	△18,058,419	-	3,358,027
当期変動額					
新株の発行	3,294,212	3,294,212			6,588,424
当期純損失(△)			△2,369,205		△2,369,205
自己株式の取得				△11	△11
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	3,294,212	3,294,212	△2,369,205	△11	4,219,207
当期末残高	14,847,066	13,157,806	△20,427,625	△11	7,577,234

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累 計額合計		
当期首残高	15,105	△593	14,511	170,995	3,543,534
当期変動額					
新株の発行					6,588,424
当期純損失(△)					△2,369,205
自己株式の取得					△11
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1,900	31,628	33,529	△61,830	△28,300
当期変動額合計	1,900	31,628	33,529	△61,830	4,190,906
当期末残高	17,005	31,035	48,041	109,165	7,734,440

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△1,402,184	△2,357,614
減価償却費	60,117	45,947
受取利息	△777	△518
為替差損益 (△は益)	△2,074	△21,273
投資事業組合運用損益 (△は益)	4,056	39,625
子会社株式売却損益 (△は益)	△9,045	-
投資有価証券評価損益 (△は益)	-	0
株式交付費	22,324	137,984
新株予約権発行費	16,733	1,379
株式報酬費用	5,845	△1,615
新株予約権戻入益	△11,542	△37,714
経営合理化費用	38,130	-
売上債権の増減額 (△は増加)	△10,077	△550,033
たな卸資産の増減額 (△は増加)	27,848	261,346
仕入債務の増減額 (△は減少)	△24,709	164,885
前渡金の増減額 (△は増加)	△23,331	△341,577
未払金の増減額 (△は減少)	△4,766	10,096
前受金の増減額 (△は減少)	△76,677	△101,656
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△22,732	70,418
その他の固定資産の増減額 (△は増加)	-	△15,386
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△1,557	3,001
その他の固定負債の増減額 (△は減少)	253	238
小計	△1,414,167	△2,692,466
利息の受取額	777	518
経営合理化費用の支払額	△38,130	-
法人税等の支払額	△5,116	△11,676
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,456,637	△2,703,624
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△4,886	-
有形固定資産の取得による支出	△9,950	△14,512
有形固定資産の売却による収入	0	-
無形固定資産の取得による支出	△4,830	△3,820
投資有価証券の取得による支出	-	△103,441
投資事業組合からの分配金による収入	-	70,000
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	※2 △16,351	-
長期前払費用の取得による支出	△3,726	-
敷金及び保証金の差入による支出	△1,079	△307
敷金及び保証金の回収による収入	12,666	-
その他の収入	955	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△27,203	△52,082

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	3,373,522	6,449,244
ストックオプションの行使による収入	772	-
自己株式の取得による支出	-	△11
新株予約権の発行による収入	32,666	-
自己新株予約権の取得による支出	△17,081	△22,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,389,880	6,426,732
現金及び現金同等物に係る換算差額	34,334	45,150
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,940,374	3,716,175
現金及び現金同等物の期首残高	354,778	2,295,153
現金及び現金同等物の期末残高	※1 2,295,153	※1 6,011,329

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

(1) 連結子会社……3社

アンジェス インク

アンジェス ユーロ リミテッド

アンジェス ヘルスケア サイエンス株式会社

2 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(a) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(a) 商品、製品、原材料

移動平均法

(b) 仕掛品

個別法

(c) 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～15年

工具、器具及び備品 3年～10年

- ② 無形固定資産(リース資産を除く)
 - 定額法
 - なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
 - 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。
- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
 - 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
 - なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部の為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- (5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
 - 資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資としております。
- (6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 - ① 消費税等の会計処理
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(連結損益計算書関係)

※ 1 (前連結会計年度)

商品売上高、製品売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、147,650千円であります。

(当連結会計年度)

商品売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、157,608千円であります。

※ 2 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
研究用材料費	14,566千円	41,183千円

※ 3 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
給料及び手当	247,477千円	309,249千円
外注費	273,851	1,194,498
支払手数料	177,535	100,186
研究用材料費	65,613	321,051
地代家賃	41,694	29,773
減価償却費	38,277	25,059

※ 4 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
役員報酬	71,742千円	74,210千円
給料及び手当	139,355	124,695
支払手数料	196,555	162,548
減価償却費	10,215	6,097
地代家賃	38,213	31,420

※ 5 (前連結会計年度)

投資事業組合に係る業務受託料のうち、実質的に当社負担分相当額となる396千円については、投資事業組合運用損と相殺して表示しております。

(当連結会計年度)

投資事業組合に係る業務受託料のうち、実質的に当社負担分相当額となる396千円については、投資事業組合運用損と相殺して表示しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△244,160千円	12,238千円
組替調整額	一千円	一千円
税効果調整前	△244,160千円	12,238千円
税効果額	△108千円	△10,337千円
その他有価証券評価差額金	△244,268千円	1,900千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	35,686千円	31,628千円
その他の包括利益合計	△208,581千円	33,529千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	131,130	181,546	—	312,676

(変動事由の概要)

新株の発行

第三者割当による増加 5,464株

新株予約権の権利行使による増加 23,014株

ストック・オプションの権利行使による増加 5株

株式分割による増加 153,063株

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権(注)1(注)3	普通株式	1,950	1,760	600	3,110	148,495
	第18～23回新株予約権(平成23年11月2日発行)(注)3	普通株式	12,024	—	12,024	—	—
	第24回新株予約権(平成25年5月20日発行)(注)2(注)3	普通株式	— (—)	35,975 (25,400)	35,975 (25,400)	— (—)	— (—)
	第25回新株予約権(平成25年10月18日発行)(注)1(注)3	普通株式	—	50,000	—	50,000	22,500
合計			13,974 (—)	87,735 (25,400)	48,599 (25,400)	53,110 (—)	170,995 (—)

(注) 1 目的となる新株予約権の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2 自己新株予約権については、(外書き)により記載しております。

3 新株予約権の目的となる株式の数の変動事由の概要

ストック・オプションとしての新株予約権の増加は、株式分割によるものであります。減少のうち5株は権利行使によるものであり、345株は退職による権利失効であり、250株は権利行使期間の終了によるものであります。

第18～23回新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。

第24回新株予約権の増加のうち20,000株は、発行によるものであり、15,975株は株式分割によるものであります。減少のうち10,575株は権利行使によるものであり、25,400株は自己新株予約権としての取得によるものであります。

第25回新株予約権の増加は、発行によるものであります。

当連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	312,676	53,231,685	—	53,544,361

(変動事由の概要)

新株の発行

第三者割当による増加 1,136,300株

ライツ・オファリングによる増加 21,140,461株

株式分割による増加 30,954,924株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	—	38	—	38

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による自己株式の取得 38株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権(注)1(注)3(注)4	普通株式	3,110	307,890	79,000	232,000	109,165
	第25回新株予約権(平成25年10月18日発行)(注)2(注)3	普通株式	50,000	4,950,000 (5,000,000)	5,000,000 (5,000,000)	—	—
	第26回新株予約権(平成26年8月1日発行)(注)3	普通株式	—	32,403,900	32,403,900	—	—
合計			53,110	37,661,790 (5,000,000)	37,482,900 (5,000,000)	232,000	109,165

(注) 1 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2 自己新株予約権については、(外書き)により記載しております。

3 新株予約権の目的となる株式の数の変動事由の概要

ストック・オプションとしての新株予約権の増加は、株式分割によるものであります。減少は、退職による権利失効であります。

第25回新株予約権の増加は、株式分割によるものであります。減少は、自己新株予約権としての取得によるものであります。

第26回新株予約権の増加は、発行によるものであります。減少のうち21,140,461株は権利行使によるものであり、11,263,439株は行使期間の終了によるものであります。

4 ストックオプションとしての新株予約権のうち、一部については権利行使期間の初日が到来しておりません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
現金及び預金勘定	1,795,253千円	6,017,356千円
有価証券勘定	499,900	—
預入期間が3か月を超える定期預金	—	△6,027
現金及び現金同等物	2,295,153千円	6,011,329千円

※2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

ジェノメディア株式会社

流動資産	28,481千円
固定資産	13,425 〃
流動負債	△50,952 〃
株式の売却益	9,045 〃
株式の売却価額	0千円
現金及び現金同等物	△16,351 〃
差引：売却による支出	△16,351千円

当連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1 リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、期末残高相当額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	—	—	—
合計	—	—	—

(単位：千円)

	当連結会計年度 (平成26年12月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	—	—	—
合計	—	—	—

(2) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当連結会計年度 (平成26年12月31日)
1年内	—	—
1年超	—	—
合計	—	—

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
① 支払リース料	616	—
② 減価償却費相当額	564	—
③ 支払利息相当額	14	—

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(5) 支払利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要資金を自己資金で賄っております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社の社内規程に則り、取引先毎の債権期日管理及び残高管理等を行っております。

有価証券及び投資有価証券については、コマーシャルペーパー、債券、業務上の関係を有する株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握を行っております。

不動産賃借等の敷金保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、定期的に差入先の財政状態の把握を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。(注)2.を参照下さい。)

前連結会計年度(平成25年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金及び預金	1,795,253	1,795,253	—
② 売掛金	108,979	108,979	—
③ 有価証券	499,900	499,900	—
④ 立替金	53,117	53,117	—
⑤ 投資有価証券	320,161	320,161	—
⑥ 敷金及び保証金	41,678	41,419	△259
資産計	2,819,089	2,818,830	△259
⑦ 買掛金	42,161	42,161	—
⑧ 未払金	32,933	32,933	—
負債計	75,094	75,094	—

(注) 1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

①現金及び預金、②売掛金及び④立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券及び⑤投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

⑥敷金及び保証金

これらの時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

⑦買掛金及び⑧未払金

これらは短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

当連結会計年度(平成26年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金及び預金	6,017,356	6,017,356	—
② 売掛金	659,012	659,012	—
③ 投資有価証券	431,718	431,718	—
資産計	7,108,088	7,108,088	—
④ 買掛金	207,085	207,085	—
負債計	207,085	207,085	—

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金及び預金及び②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっております。(時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品については、上表の「③投資有価証券」には含まれておりません。)

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

④買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成25年12月31日	平成26年12月31日
非上場株式 * 1	1,519	1,519
投資事業有限責任組合出資金 * 2	110,670	4,901
合計	112,190	6,421

* 1 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券」には含まれておりません。

* 2 投資事業有限責任組合出資金については、組合財産が非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券」には含まれておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(平成25年12月31日)

区分	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,795,253	—	—	—
売掛金	108,979	—	—	—
有価証券	500,000	—	—	—
立替金	53,117	—	—	—
合計	2,457,350	—	—	—

当連結会計年度(平成26年12月31日)

区分	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	6,017,356	—	—	—
売掛金	659,012	—	—	—
合計	6,676,369	—	—	—

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(平成25年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	50,164	22,160	28,004
小計	50,164	22,160	28,004
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	269,996	278,664	△8,667
小計	269,996	278,664	△8,667
合計	320,161	300,824	19,337

(注) 1 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2 非上場株式及び投資事業有限責任組合出資金(連結貸借対照表計上額 112,190千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「株式」には含めておりません。

当連結会計年度(平成26年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	156,907	125,601	31,305
小計	156,907	125,601	31,305
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	274,810	278,664	△3,853
小計	274,810	278,664	△3,853
合計	431,718	404,265	27,452

(注) 1 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2 非上場株式及び投資事業有限責任組合出資金(連結貸借対照表計上額 6,421千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「株式」には含めておりません。

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
研究開発費(株式報酬費用)	2,907千円	61千円
販売費及び一般管理費 (株式報酬費用)	2,938千円	△1,677千円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
新株予約権戻入益	11,542千円	37,714千円

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成26年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成26年1月1日に1株を100株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

a) 提出会社

	平成18年 ストック・オプション①	平成18年 ストック・オプション②	平成19年 ストック・オプション①
付与対象者の区分及び数	当社取締役 1名 当社従業員 10名	当社従業員 9名	子会社従業員 4名
ストック・オプション数(注)	普通株式 195,000株	普通株式 56,000株	普通株式 27,000株
付与日	平成18年4月24日	平成18年12月25日	平成19年5月9日
権利確定条件	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。
対象勤務期間	自 平成18年4月24日 至 平成20年3月31日	自 平成18年12月25日 至 平成20年12月25日	自 平成19年5月9日 至 平成21年5月8日
権利行使期間	自 平成20年4月1日 至 平成27年12月31日	自 平成20年12月26日 至 平成27年12月31日	自 平成21年5月9日 至 平成28年12月31日

	平成19年 ストック・オプション②	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション①
付与対象者の区分及び数	当社従業員 11名 子会社従業員 1名	当社従業員 8名 子会社従業員 3名	当社従業員 3名 子会社従業員 2名
ストック・オプション数(注)	普通株式 71,000株	普通株式 78,000株	普通株式 49,000株
付与日	平成19年12月5日	平成20年5月13日	平成21年2月12日
権利確定条件	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。
対象勤務期間	自 平成19年12月5日 至 平成21年12月4日	自 平成20年5月13日 至 平成22年5月12日	自 平成21年2月12日 至 平成23年2月12日
権利行使期間	自 平成21年12月5日 至 平成28年12月31日	自 平成22年5月13日 至 平成29年12月31日	自 平成23年2月13日 至 平成29年12月31日

	平成21年 ストック・オプション②	平成22年 ストック・オプション①	平成22年 ストック・オプション②
付与対象者の区分及び数	当社従業員 2名 子会社従業員 1名	当社従業員 3名 子会社従業員 2名	当社従業員 5名
ストック・オプション数(注)	普通株式 18,000株	普通株式 23,000株	普通株式 32,000株
付与日	平成21年9月7日	平成22年6月7日	平成23年2月10日
権利確定条件	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。	被付与者が取締役又は従業員の地位を失った場合は原則として権利行使をすることはできません。
対象勤務期間	自 平成21年9月7日 至 平成23年9月6日	自 平成22年6月7日 至 平成24年6月6日	自 平成23年2月10日 至 平成25年2月9日
権利行使期間	自 平成23年9月7日 至 平成30年12月31日	自 平成24年6月7日 至 平成31年12月31日	自 平成25年2月10日 至 平成31年12月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

a) 提出会社

	平成18年 ストック・オプション①	平成18年 ストック・オプション②	平成19年 ストック・オプション①
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	126,000	6,000	20,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	126,000	6,000	20,000

	平成19年 ストック・オプション②	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション①
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	36,000	40,000	43,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	13,000	6,000	43,000
未行使残	23,000	34,000	—

	平成21年 ストック・オプション②	平成22年 ストック・オプション①	平成22年 ストック・オプション②
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	10,000	15,000
付与	—	—	—
失効	—	5,000	—
権利確定	—	5,000	—
未確定残	—	—	15,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	15,000	—	—
権利確定	—	5,000	—
権利行使	—	—	—
失効	7,000	5,000	—
未行使残	8,000	—	—

② 単価情報

a) 提出会社

	平成18年 ストック・オプション①	平成18年 ストック・オプション②	平成19年 ストック・オプション①
権利行使価格 (円)	3,812	2,915	3,181
行使時平均株価 (円)	—	—	—
公正な評価単価(付与日) (円)	—	1,376	1,435

	平成19年 ストック・オプション②	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション①
権利行使価格 (円)	3,255	2,143	795
行使時平均株価 (円)	—	—	—
公正な評価単価(付与日) (円)	1,521	892	191

	平成21年 ストック・オプション②	平成22年 ストック・オプション①	平成22年 ストック・オプション②
権利行使価格 (円)	886	773	589
行使時平均株価 (円)	—	—	—
公正な評価単価(付与日) (円)	374	351	265

4 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
当連結会計年度において付与されたストック・オプションはありません。

5 スtock・オプションの権利確定数の見積方法
過去の実績に基づき、将来の失効数を見積もる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当連結会計年度 (平成26年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却費	5,547千円	3,069千円
繰越欠損金	4,940,868	5,249,144
有価証券等評価損	410,204	374,553
その他	79,358	86,106
繰延税金資産小計	5,435,978	5,712,873
評価性引当額	△5,416,721	△5,697,259
繰延税金資産合計	19,256	15,614
繰延税金負債		
寄附金認定損	△18,287	△14,790
その他有価証券評価差額金	△108	△10,446
その他	△968	△823
繰延税金負債合計	△19,364	△26,060
繰延税金負債の純額	△108	△10,446

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当連結会計年度 (平成26年12月31日)
法定実効税率	38.0%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に計上され ない項目	△0.5	△0.2
新株予約権戻入益	0.2	0.2
住民税均等割	△0.2	△0.1
評価性引当額	△38.3	△38.3
その他	0.3	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負 担率	△0.5	△0.5

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以降に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課せられないこととなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は平成27年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異について、前連結会計年度の38.0%から35.6%に変更されております。

尚、この税率変更に伴う繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）および当連結会計年度に計上された法人税等調整額への影響はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社及び連結子会社は「医薬品事業」並びにこれらに関連する事業内容となっており、事業区分が単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

外部顧客への売上高は、単一の製品・サービスによるものであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高が無いため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
成和産業株式会社	150,861	医薬品
アルフレッサ株式会社	120,499	医薬品
塩野義製薬株式会社	112,887	医薬品
石原産業株式会社	50,000	医薬品

当連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

外部顧客への売上高は、単一の製品・サービスによるものであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高が無いため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	北米	欧州	合計
21,019	6,550	13	27,582

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
田辺三菱製薬株式会社	500,000	医薬品
アルフレッサ株式会社	160,587	医薬品
成和産業株式会社	148,015	医薬品
第一三共株式会社	92,476	医薬品

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
1株当たり純資産額	107円86銭	142円41銭
1株当たり当期純損失	46円91銭	62円12銭

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、ストック・オプション制度導入に伴う新株予約権残高がありますが、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。
- 2 当社は、平成25年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で、平成26年1月1日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
- 3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当連結会計年度 (平成26年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	3,543,534	7,734,440
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	170,995	109,165
(うち新株予約権)	(170,995)	(109,165)
普通株式にかかる期末の純資産額(千円)	3,372,538	7,625,275
期末の普通株式の数(株)	31,267,600	53,544,323

- 4 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
当期純損失(千円)	1,409,686	2,369,205
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(千円)	1,409,686	2,369,205
普通株式の期中平均株式数(株)	30,052,957	38,140,173
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	旧商法第280条ノ20、第280条ノ21、会社法第236条、第238条及び第239条に基づく特別決議による新株予約権(新株予約権の数1,555個) 取締役会決議による新株予約権(新株予約権の数50,000個)	旧商法第280条ノ20、第280条ノ21、会社法第236条、第238条及び第239条に基づく特別決議による新株予約権(新株予約権の数1,160個)

(重要な後発事象)

(1) 重要な契約の締結

当社は、平成27年2月16日、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、平成27年2月17日に、田辺三菱製薬株式会社との間で、国内における末梢性血管疾患を対象としたHGF遺伝子治療薬の独占的販売権許諾について基本合意書を締結いたしました。

当社は、契約一時金、開発の進捗に応じたマイルストーン及び上市に至った際には売上高に応じた一定の対価を受領いたします。

(2) 重要な契約の解消

当社は、平成27年2月16日、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、平成27年2月17日に、第一三共株式会社と締結しておりました国内における末梢性血管疾患および虚血性心疾患を対象としたHGF遺伝子治療薬の独占的販売契約を終了いたしました。

これによる損益への影響はありません。

(3) 株式発行プログラム設定契約締結及び第三者割当による新株式発行

当社は、平成27年3月20日開催の取締役会において、EVO FUND（以下「割当予定先」といいます。）との間で、以下の内容を含む株式発行プログラム設定契約（以下「株式発行プログラム設定契約」といいます。）を締結することに決定し、同日付で当該契約を締結いたしました。

また、当社は平成27年3月20日開催の取締役会決議により、上記契約により設定された株式発行プログラム（以下「本プログラム」といいます。）に基づき、割当予定先に対する第三者割当による新株式の発行に関し、下記のとおり決議しました。

1. 株式発行プログラム

本プログラムは、割当予定先との間で株式発行プログラム設定契約を締結することにより、当社が、平成27年3月20日から平成27年7月31日までの約4ヶ月の期間、総計10,000,000株を上限として、割当予定先に対する第三者割当により当社普通株式を発行することを可能とするものです。

本プログラムのもとで、割当予定先は、本プログラムに基づき当社普通株式の割当がなされた場合、これを引き受ける意向を有している旨を表明しております。

本プログラムにおける割当可能な当社普通株式の総数は最大で10,000,000株となっており、第1回割当から第6回割当までの合計6回の割当により発行されます。各回の割当に係る割当決議日、払込期日及び割当数量は、本プログラム導入に係る平成27年3月20日開催の当社取締役会決議により、以下の表に記載のとおり定められており、第2回割当以降の各回の割当については、各回の割当に係る割当決議によって、当該割当の発行条件が確定し、当該割当に係る有価証券届出書による届出の効力発生後に、当社と割当予定先との間で当該割当に係る第三者割当契約が締結されます。

ただし、第2回割当以降の各回の割当については、当該割当に係る割当決議日において、割当制限事由が存在する場合には、当社は、当該割当に係る割当決議を行わず、その時点で当該割当に係る有価証券届出書を取り下げます。

また、当社の選択により、第2回割当以降の各回の割当については、当該割当に係る割当決議日（同日を含まない。）の3取引日前の日までに割当予定先に対して通知を行うことにより、当該割当を行わないことができます。かかる場合には、当社は、その時点で当該割当に係る有価証券届出書を取り下げます。

さらに、第2回割当以降の各回の割当については、当社と割当予定先との間の合意により、割当決議日及び払込期日を変更する場合があります。かかる変更を行う場合には、当該割当についての有価証券届出書を取り下げたうえで新規に有価証券届出書を提出します。ただし、かかる変更後の割当決議日は、平成27年7月31日より後の日となることはありません。なお、本プログラムに基づき6回を超える回数割当がなされることはなく、また、各回の割当における割当数量が変更されることもありません。

①	対象株式	当社普通株式
②	対象株式数	最大10,000,000株
③	対象期間	平成27年3月20日から平成27年7月31日まで
④	割当決議日	第1回割当：平成27年3月20日 第2回割当：平成27年4月7日 第3回割当：平成27年4月24日 第4回割当：平成27年5月12日 第5回割当：平成27年5月29日 第6回割当：平成27年6月16日
⑤	発行価額	各割当に係る割当決議時における時価の92%（小数点以下四捨五入）
⑥	割当数量	第1回割当：1,250,000株 第2回割当から第6回割当まで：各1,750,000株
⑦	払込期日	第1回割当：平成27年4月6日 第2回割当：平成27年4月23日 第3回割当：平成27年5月11日 第4回割当：平成27年5月28日 第5回割当：平成27年6月15日 第6回割当：平成27年7月2日
⑧	割当制限事由	直近の監査済財務諸表の期末日以降に当社及びその企業集団の財政状態、経営成績等に重大な悪影響をもたらす開示されていない事態が発生した場合、本プログラムに基づく当社普通株式の発行に重大な影響を与える可能性のある当社又はその子会社を当事者とする訴訟等の手続きが進行している場合、金融商品取引法第166条第2項所定の重要事実等の公表されていない事実又は事態であって、それらが公表された場合には当社の株価に重大な影響を及ぼすおそれのある事実又は事態が存在する場合等の一定の場合
⑨	割当予定先	EVO FUND
⑩	資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・NF-κBデコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした日本国内における第Ⅲ相臨床試験費用 ・NF-κBデコイオリゴの椎間板性腰痛症を対象疾患とした米国における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の実施及びその準備費用

(注) 各割当に係る割当決議時における時価とは、当該割当に係る割当決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）をいいます。

2. 第三者割当による新株式発行の概要

(第1回割当)

①	発行株式の種類及び数	当社普通株式 1,250,000株
②	発行価額	1株につき275円
③	資本組入額	1株につき137.50円
④	発行価額の総額	343,750千円
⑤	資本組入額	171,875千円
⑥	申込期日	平成27年4月6日
⑦	払込期日	平成27年4月6日
⑧	割当予定先	EVO FUND

(第2回割当) (注1)

①	発行株式の種類及び数	当社普通株式 1,750,000株
②	発行価額	未定(注2)
③	資本組入額	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
④	発行価額の総額	未定
⑤	資本組入額の総額	未定
⑥	割当決議日	平成27年4月7日(注3)
⑦	払込期日	平成27年4月23日(注3)
⑧	割当予定先	EVO FUND

(第3回割当) (注1)

①	発行株式の種類及び数	当社普通株式 1,750,000株
②	発行価額	未定(注2)
③	資本組入額	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
④	発行価額の総額	未定
⑤	資本組入額の総額	未定
⑥	割当決議日	平成27年4月24日(注3)
⑦	払込期日	平成27年5月11日(注3)
⑧	割当予定先	EVO FUND

(第4回割当) (注1)

①	発行株式の種類及び数	当社普通株式 1,750,000株
②	発行価額	未定(注2)
③	資本組入額	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
④	発行価額の総額	未定
⑤	資本組入額の総額	未定
⑥	申込期日	平成27年5月12日(注3)
⑦	払込期日	平成27年5月28日(注3)
⑧	割当予定先	EVO FUND

(第5回割当) (注1)

①	発行株式の種類及び数	当社普通株式 1,750,000株
②	発行価額	未定(注2)
③	資本組入額	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
④	発行価額の総額	未定
⑤	資本組入額の総額	未定
⑥	申込期日	平成27年5月29日(注3)
⑦	払込期日	平成27年6月15日(注3)
⑧	割当予定先	EVO FUND

(第6回割当) (注1)

①	発行株式の種類及び数	当社普通株式 1,750,000株
②	発行価額	未定(注2)
③	資本組入額	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
④	発行価額の総額	未定
⑤	資本組入額の総額	未定
⑥	申込期日	平成27年6月16日(注3)
⑦	払込期日	平成27年7月2日(注3)
⑧	割当予定先	EVO FUND

(第2回割当) から (第6回割当) に関する注記

(注1) 各回の割当に係る割当決議日において、割当制限事由が存在する場合、又は当社が、各回の割当に係る割当決議日(同日を含まない。)の3取引日前の日までに割当予定先に当該割当を行わないことを通知した場合には、当社は、当該割当に係る割当決議を行わず、その時点で当該割当に係る有価証券届出書を取り下げます。

(注2) 発行価額は、本プログラムに基づき、各回の割当に係る割当決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の92%(小数点以下四捨五入)とする予定です。

(注3) 当社と割当予定先との合意により、各回割当に係る割当決議日及び払込期日を変更する場合があります。かかる変更を行う場合には、当該割当に係る有価証券届出書を取り下げたうえで新規に有価証券届出書を提出します。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
事業収益 (千円)	82,717	174,500	281,857	909,922
税金等調整前 四半期(当期)純損 失金額(△) (千円)	△436,608	△964,074	△2,083,439	△2,357,614
四半期(当期)純損 失金額(△) (千円)	△438,995	△968,852	△2,090,632	△2,369,205
1株当たり四半期 (当期)純損失金額 (△) (円)	△14.04	△30.51	△63.45	△62.12

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純損失金額 (△) (円)	△14.04	△16.43	△31.78	△5.20

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,620,344	5,827,262
売掛金	108,979	659,012
有価証券	499,900	-
商品	101,714	91,452
原材料	513,491	262,646
貯蔵品	3,338	3,098
前渡金	169,446	514,483
前払費用	19,454	19,981
未収消費税等	22,533	-
立替金	53,117	75
その他	14,251	17,876
流動資産合計	3,126,570	7,395,889
固定資産		
有形固定資産		
建物	51,917	51,917
減価償却累計額	△42,133	△43,615
建物(純額)	9,783	8,301
工具、器具及び備品	193,409	199,605
減価償却累計額	△181,345	△186,887
工具、器具及び備品(純額)	12,063	12,717
有形固定資産合計	21,847	21,019
無形固定資産		
特許権	67,923	52,148
商標権	179	129
ソフトウェア	1,585	1,856
電話加入権	86	86
無形固定資産合計	69,775	54,220
投資その他の資産		
投資有価証券	432,351	438,139
関係会社株式	71,684	71,684
長期前払費用	26,985	27,582
敷金及び保証金	41,165	41,403
投資その他の資産合計	572,187	578,810
固定資産合計	663,810	654,049
資産合計	3,790,381	8,049,938

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	42,161	206,772
未払金	51,368	92,616
未払費用	12,895	7,231
未払法人税等	29,286	39,543
前受金	217,645	115,988
預り金	7,403	5,815
流動負債合計	360,760	467,968
固定負債		
繰延税金負債	108	10,446
資産除去債務	15,108	15,347
固定負債合計	15,217	25,793
負債合計	375,978	493,761
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,552,853	14,847,066
資本剰余金		
資本準備金	9,863,593	13,157,806
資本剰余金合計	9,863,593	13,157,806
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△18,188,144	△20,574,854
利益剰余金合計	△18,188,144	△20,574,854
自己株式	-	△11
株主資本合計	3,228,302	7,430,006
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	15,105	17,005
評価・換算差額等合計	15,105	17,005
新株予約権	170,995	109,165
純資産合計	3,414,403	7,556,177
負債純資産合計	3,790,381	8,049,938

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
事業収益		
商品売上高	※1 271,361	※1 308,602
製品売上高	※1 7,513	-
研究開発事業収益	162,436	601,319
事業収益合計	441,311	909,922
事業費用		
売上原価	※1 131,225	※1 150,994
研究開発費	※2 1,028,788	※2 2,358,941
販売費及び一般管理費	※3 696,432	※3 695,197
事業費用合計	1,856,445	3,205,132
営業損失(△)	△1,415,133	△2,295,210
営業外収益		
受取利息	171	312
有価証券利息	512	100
補助金収入	26,445	61,451
業務受託料	※4 603	※4 603
雑収入	3,156	2,676
営業外収益合計	30,889	65,142
営業外費用		
株式交付費	21,639	137,984
新株予約権発行費	16,733	1,379
投資事業組合運用損	※4 3,659	※4 39,228
為替差損	9,951	12,543
雑損失	654	0
営業外費用合計	52,639	191,136
経常損失(△)	△1,436,883	△2,421,204
特別利益		
新株予約権戻入益	11,542	37,714
特別利益合計	11,542	37,714
特別損失		
債権譲渡損	348	-
経営合理化費用	39,547	-
特別損失合計	39,895	-
税引前当期純損失(△)	△1,465,236	△2,383,489
法人税、住民税及び事業税	3,220	3,220
法人税等合計	3,220	3,220
当期純損失(△)	△1,468,456	△2,386,709

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)		当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
期首商品棚卸高		83,174		101,714	
当期商品仕入高		148,716	100.0	140,732	100.0
合計		231,891		242,446	
期末商品棚卸高		101,714		91,452	
当期商品売上原価		130,177		150,994	
期首製品棚卸高		11,836		—	
材料費		—	—	—	—
製造経費		—	—	—	—
合計		—	—	—	—
期末製品棚卸高		—		—	
他勘定振替高	注3	10,789		—	
当期製品売上原価		1,047		—	
当期売上原価		131,225		150,994	

(注) 1 原価計算の方法は、実際原価計算であります。

2 当社は、主として製品の企画、開発等を行っており、当社の企画に基づく製品の生産については、外部へ委託（製品仕入）しております。また、一部の材料については、当社において調達し、製造委託会社へ支給しております。

3 他勘定振替高は、製品を販売促進費その他に振り替えた額であります。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	9,848,427	8,159,167	△16,719,688	-	1,287,907
当期変動額					
新株の発行	1,704,425	1,704,425			3,408,851
当期純損失(△)			△1,468,456		△1,468,456
自己株式の取得				-	-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	1,704,425	1,704,425	△1,468,456	-	1,940,395
当期末残高	11,552,853	9,863,593	△18,188,144	-	3,228,302

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	259,373	156,606	1,703,887
当期変動額			
新株の発行			3,408,851
当期純損失(△)			△1,468,456
自己株式の取得			-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△244,268	14,389	△229,879
当期変動額合計	△244,268	14,389	1,710,516
当期末残高	15,105	170,995	3,414,403

当事業年度(自 平成26年 1月 1日 至 平成26年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	11,552,853	9,863,593	△18,188,144	-	3,228,302
当期変動額					
新株の発行	3,294,212	3,294,212			6,588,424
当期純損失(△)			△2,386,709		△2,386,709
自己株式の取得				△11	△11
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	3,294,212	3,294,212	△2,386,709	△11	4,201,703
当期末残高	14,847,066	13,157,806	△20,574,854	△11	7,430,006

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価 差額金		
当期首残高	15,105	170,995	3,414,403
当期変動額			
新株の発行			6,588,424
当期純損失(△)			△2,386,709
自己株式の取得			△11
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1,900	△61,830	△59,929
当期変動額合計	1,900	△61,830	4,141,773
当期末残高	17,005	109,165	7,556,177

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 子会社株式

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(1) 商品、製品、原材料

移動平均法

(2) 仕掛品

個別法

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～15年

工具、器具及び備品 3年～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。

4 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費及び新株予約権発行費

支出時に全額費用として計上しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第80条に定めるたな卸資産の帳簿価額の切り下げに関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(損益計算書関係)

※1 (前事業年度)

商品売上高、製品売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、147,650千円であります。

(当事業年度)

商品売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、157,608千円であります。

※2 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
給料及び手当	191,289千円	189,211千円
支払手数料	320,557	455,486
外注費	270,093	1,104,810
研究用材料費	65,613	321,051
減価償却費	37,387	24,187

※3 販売費に属する費用の割合は3.3%、一般管理費に属する費用の割合は96.7%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
役員報酬	56,581千円	58,465千円
給料及び手当	138,549	124,695
支払手数料	215,646	189,937
減価償却費	10,193	6,094
地代家賃	37,597	30,790

※4 (前事業年度)

投資事業組合に係る業務受託料のうち、実質的に当社負担分相当額となる396千円については、投資事業組合運用損と相殺して表示しております。

(当事業年度)

投資事業組合に係る業務受託料のうち、実質的に当社負担分相当額となる396千円については、投資事業組合運用損と相殺して表示しております。

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式71,684千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式71,684千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却費	5,547千円	3,069千円
有価証券等評価損	410,204	374,553
繰越欠損金	4,940,413	5,248,644
その他	79,358	86,106
繰延税金資産小計	5,435,523	5,712,373
評価性引当額	△5,416,266	△5,696,759
繰延税金資産合計	19,256	15,614
繰延税金負債		
寄附金認定損	△18,287	△14,790
その他有価証券評価差額金	△108	△10,446
その他	△968	△823
繰延税金負債合計	△19,364	△26,060
繰延税金負債の純額	△108	△10,446

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
法定実効税率	38.0%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	△0.5	△0.2
新株予約権戻入益	0.2	0.2
住民税均等割	△0.2	△0.1
評価性引当額	△37.7	△37.9
その他	0.0	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△0.2	△0.1

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以降に開始する事業年度から復興特別法人税が課せられないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延越税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は平成27年1月1日に開始する会計年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.0%から35.6%に変更されております。

尚、この税率変更に伴う繰延税金負債(繰延税金資産の金額を控除した金額)および当事業年度に計上された法人税等調整額への影響はありません。

(重要な後発事象)

(1) 重要な契約の締結

当社は、平成27年2月16日、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、平成27年2月17日に、田辺三菱製薬株式会社との間で、国内における末梢性血管疾患を対象としたHGF遺伝子治療薬の独占的販売権許諾について基本合意書を締結いたしました。

当社は、契約一時金、開発の進捗に応じたマイルストーン及び上市に至った際には売上高に応じた一定の対価を受領いたします。

(2) 重要な契約の解消

当社は、平成27年2月16日、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、平成27年2月17日に、第一三共株式会社と締結しておりました国内における末梢性血管疾患および虚血性心疾患を対象としたHGF遺伝子治療薬の独占的販売契約を終了いたしました。

これによる損益への影響はありません。

(3) 株式発行プログラム設定契約締結及び第三者割当による新株式発行

当社は、平成27年3月20日開催の取締役会において、EVO FUND（以下「割当予定先」といいます。）との間で、以下の内容を含む株式発行プログラム設定契約（以下「株式発行プログラム設定契約」といいます。）を締結することに決定し、同日付で当該契約を締結いたしました。

また、当社は平成27年3月20日開催の取締役会決議により、上記契約により設定された株式発行プログラム（以下「本プログラム」といいます。）に基づき、割当予定先に対する第三者割当による新株式の発行に関し、下記のとおり決議しました。

1. 株式発行プログラム

本プログラムは、割当予定先との間で株式発行プログラム設定契約を締結することにより、当社が、平成27年3月20日から平成27年7月31日までの約4ヶ月の期間、総計10,000,000株を上限として、割当予定先に対する第三者割当により当社普通株式を発行することを可能とするものです。

本プログラムのもとで、割当予定先は、本プログラムに基づき当社普通株式の割当がなされた場合、これを引き受ける意向を有している旨を表明しております。

本プログラムにおける割当可能な当社普通株式の総数は最大で10,000,000株となっており、第1回割当から第6回割当までの合計6回の割当により発行されます。各回の割当に係る割当決議日、払込期日及び割当数量は、本プログラム導入に係る平成27年3月20日開催の当社取締役会決議により、以下の表に記載のとおり定められており、第2回割当以降の各回の割当については、各回の割当に係る割当決議によって、当該割当の発行条件が確定し、当該割当に係る有価証券届出書による届出の効力発生後に、当社と割当予定先との間で当該割当に係る第三者割当契約が締結されます。

ただし、第2回割当以降の各回の割当については、当該割当に係る割当決議日において、割当制限事由が存在する場合には、当社は、当該割当に係る割当決議を行わず、その時点で当該割当に係る有価証券届出書を取り下げます。

また、当社の選択により、第2回割当以降の各回の割当については、当該割当に係る割当決議日（同日を含まない。）の3取引日前の日までに割当予定先に対して通知を行うことにより、当該割当を行わないことができます。かかる場合には、当社は、その時点で当該割当に係る有価証券届出書を取り下げます。

さらに、第2回割当以降の各回の割当については、当社と割当予定先との間の合意により、割当決議日及び払込期日を変更する場合があります。かかる変更を行う場合には、当該割当についての有価証券届出書を取り下げたうえで新規に有価証券届出書を提出します。ただし、かかる変更後の割当決議日は、平成27年7月31日より後の日となることはありません。なお、本プログラムに基づき6回を超える回数割当がなされることはなく、また、各回の割当における割当数量が変更されることもありません。

①	対象株式	当社普通株式
②	対象株式数	最大10,000,000株
③	対象期間	平成27年3月20日から平成27年7月31日まで
④	割当決議日	第1回割当：平成27年3月20日 第2回割当：平成27年4月7日 第3回割当：平成27年4月24日 第4回割当：平成27年5月12日 第5回割当：平成27年5月29日 第6回割当：平成27年6月16日
⑤	発行価額	各割当に係る割当決議時における時価の92%（小数点以下四捨五入）
⑥	割当数量	第1回割当：1,250,000株 第2回割当から第6回割当まで：各1,750,000株
⑦	払込期日	第1回割当：平成27年4月6日 第2回割当：平成27年4月23日 第3回割当：平成27年5月11日 第4回割当：平成27年5月28日 第5回割当：平成27年6月15日 第6回割当：平成27年7月2日
⑧	割当制限事由	直近の監査済財務諸表の期末日以降に当社及びその企業集団の財政状態、経営成績等に重大な悪影響をもたらす開示されていない事態が発生した場合、本プログラムに基づく当社普通株式の発行に重大な影響を与える可能性のある当社又はその子会社を当事者とする訴訟等の手続きが進行している場合、金融商品取引法第166条第2項所定の重要事実等の公表されていない事実又は事態であって、それらが公表された場合には当社の株価に重大な影響を及ぼすおそれのある事実又は事態が存在する場合等の一定の場合
⑨	割当予定先	EVO FUND
⑩	資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・NF-κBデコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした日本国内における第Ⅲ相臨床試験費用 ・NF-κBデコイオリゴの椎間板性腰痛症を対象疾患とした米国における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の実施及びその準備費用

(注) 各割当に係る割当決議時における時価とは、当該割当に係る割当決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）をいいます。

2. 第三者割当による新株式発行の概要

(第1回割当)

①	発行株式の種類及び数	当社普通株式 1,250,000株
②	発行価額	1株につき275円
③	資本組入額	1株につき137.50円
④	発行価額の総額	343,750千円
⑤	資本組入額	171,875千円
⑥	申込期日	平成27年4月6日
⑦	払込期日	平成27年4月6日
⑧	割当予定先	EVO FUND

(第2回割当) (注1)

①	発行株式の種類及び数	当社普通株式 1,750,000株
②	発行価額	未定(注2)
③	資本組入額	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
④	発行価額の総額	未定
⑤	資本組入額の総額	未定
⑥	割当決議日	平成27年4月7日(注3)
⑦	払込期日	平成27年4月23日(注3)
⑧	割当予定先	EVO FUND

(第3回割当) (注1)

①	発行株式の種類及び数	当社普通株式 1,750,000株
②	発行価額	未定(注2)
③	資本組入額	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
④	発行価額の総額	未定
⑤	資本組入額の総額	未定
⑥	割当決議日	平成27年4月24日(注3)
⑦	払込期日	平成27年5月11日(注3)
⑧	割当予定先	EVO FUND

(第4回割当) (注1)

①	発行株式の種類及び数	当社普通株式 1,750,000株
②	発行価額	未定(注2)
③	資本組入額	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
④	発行価額の総額	未定
⑤	資本組入額の総額	未定
⑥	申込期日	平成27年5月12日(注3)
⑦	払込期日	平成27年5月28日(注3)
⑧	割当予定先	EVO FUND

(第5回割当) (注1)

①	発行株式の種類及び数	当社普通株式 1,750,000株
②	発行価額	未定(注2)
③	資本組入額	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
④	発行価額の総額	未定
⑤	資本組入額の総額	未定
⑥	申込期日	平成27年5月29日(注3)
⑦	払込期日	平成27年6月15日(注3)
⑧	割当予定先	EVO FUND

(第6回割当) (注1)

①	発行株式の種類及び数	当社普通株式 1,750,000株
②	発行価額	未定(注2)
③	資本組入額	増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
④	発行価額の総額	未定
⑤	資本組入額の総額	未定
⑥	申込期日	平成27年6月16日(注3)
⑦	払込期日	平成27年7月2日(注3)
⑧	割当予定先	EVO FUND

(第2回割当) から (第6回割当) に関する注記

(注1) 各回の割当に係る割当決議日において、割当制限事由が存在する場合、又は当社が、各回の割当に係る割当決議日(同日を含まない。)の3取引日前の日までに割当予定先に当該割当を行わないことを通知した場合には、当社は、当該割当に係る割当決議を行わず、その時点で当該割当に係る有価証券届出書を取り下げます。

(注2) 発行価額は、本プログラムに基づき、各回の割当に係る割当決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の92%(小数点以下四捨五入)とする予定です。

(注3) 当社と割当予定先との合意により、各回割当に係る割当決議日及び払込期日を変更する場合があります。かかる変更を行う場合には、当該割当に係る有価証券届出書を取り下げたうえで新規に有価証券届出書を提出します。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	51,917	—	—	51,917	43,615	1,482	8,301
工具、器具及び備品	193,409	9,579	3,383	199,605	186,887	8,921	12,717
有形固定資産計	245,326	9,579	3,383	251,522	230,503	10,404	21,019
無形固定資産							
特許権	396,201	3,531	—	399,732	347,584	19,307	52,148
商標権	1,700	—	—	1,700	1,570	50	129
ソフトウェア	80,495	786	—	81,281	79,425	515	1,856
電話加入権	86	—	—	86	—	—	86
無形固定資産計	478,484	4,317	—	482,800	428,581	19,872	54,220
長期前払費用	106,451	15,386	—	121,838	94,255	14,790	27,582

(注) 1 当期増加額のうち主なものは、以下のとおりであります。

有形固定資産	工具器具備品	研究開発機器	6,409千円
		コンピューター及び周辺機器	3,170千円
無形固定資産	特許権	HGF遺伝子治療薬関連特許費用	1,923千円
		新規プロジェクト関連特許費用	1,607千円

2 当期減少額のうち主なものは、以下のとおりであります。

有形固定資産	工具器具備品	研究開発機器	3,383千円
--------	--------	--------	---------

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	—
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告による ことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.anges-mg.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第15期(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)平成26年3月31日に関東財務局長に提出
確認書を平成26年3月31日に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成26年3月31日に関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第16期第1四半期(自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日)平成26年5月13日に関東財務局長に提出

第16期第2四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)平成26年8月12日に関東財務局長に提出

第16期第3四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)平成26年11月10日に関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)平成26年3月31日関東財務局長に提出

(5) 有価証券届出書及びその添付書類

① 第三者割当増資による普通株式発行 平成26年3月26日関東財務局長に提出

② 新予約権無償割当てによる新株予約権の発行 平成26年7月22日関東財務局長に提出

③ 第三者割当増資による普通株式発行 平成27年3月20日関東財務局長に提出

④ 第三者割当増資による普通株式発行 平成27年3月20日関東財務局長に提出

⑤ 第三者割当増資による普通株式発行 平成27年3月20日関東財務局長に提出

⑥ 第三者割当増資による普通株式発行 平成27年3月20日関東財務局長に提出

⑦ 第三者割当増資による普通株式発行 平成27年3月20日関東財務局長に提出

⑧ 第三者割当増資による普通株式発行 平成27年3月20日関東財務局長に提出

(6) 有価証券届出書の訂正届出書

① 訂正届出書(上記(5)①有価証券届出書の訂正届出書 平成26年3月28日関東財務局長に提出)

② 訂正届出書(上記(5)①有価証券届出書の訂正届出書 平成26年3月31日関東財務局長に提出)

③ 訂正届出書(上記(5)②有価証券届出書の訂正届出書 平成26年7月23日関東財務局長に提出)

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年 3月27日

アンジェス MG株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 上 亮 比 呂 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 木 政 秋 ⑩

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアンジェス MG株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アンジェス MG株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されている通り、会社は平成27年3月20日開催の取締役会において、EVO FUNDとの間で、株式発行プログラム設定契約を締結することに決定し、同日付で当該契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アンジェス MG株式会社の平成26年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、アンジェス MG株式会社が平成26年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年3月27日

アンジェス MG株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 上 亮 比 呂 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 木 政 秋 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアンジェス MG株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アンジェス MG株式会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されている通り、会社は平成27年3月20日開催の取締役会において、EVO FUNDとの間で、株式発行プログラム設定契約を締結することに決定し、同日付で当該契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年3月30日
【会社名】	アンジェスMG株式会社
【英訳名】	AnGes MG, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山田 英
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号 彩都バイオインキュベータ4階
【縦覧に供する場所】	アンジェスMG株式会社 東京支社 (東京都港区芝五丁目20番14号 三田鈴木ビル5階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長山田英は、当社並びに連結子会社（以下、「当社連結グループ」という。）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して内部統制を整備及び運用し、当社連結グループの財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社代表取締役社長山田英は、平成26年12月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社連結グループの財務報告に係る内部統制の評価を実施した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社連結グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

また、当社連結グループは研究開発型の企業であり、企業活動の指標としては連結研究開発費が最も重要である。このような認識のもと、上記の全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、連結研究開発費を指標に、その3分の2以上を占める事業拠点を重要な事業拠点として選定し、事業目的に大きく関わる勘定科目、すなわち「売掛金」「商品」「原材料及び貯蔵品」「事業収益」「売上原価」「研究開発費（うち給与手当及び外注費に限る。）」に至る業務プロセスを評価の対象とした。評価の対象とした業務プロセスについては、それぞれのプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、当該内部統制に係る適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況の評価した。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社代表取締役社長山田英は、平成26年12月31日現在における当社連結グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象等はない。

5 【特記事項】

特記すべき事項はない。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年3月30日
【会社名】	アンジェスMG株式会社
【英訳名】	AnGes MG, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山田 英
【最高財務責任者の役職氏名】	該当なし
【本店の所在の場所】	大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号 彩都バイオインキュベータ4階
【縦覧に供する場所】	アンジェスMG株式会社 東京支社 (東京都港区芝五丁目20番14号 三田鈴木ビル5階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長山田 英は、当社の第16期(自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。